

小松基地周辺の騒音対策

平成 29 年 10 月

石川県生活環境部

目 次

1	序論	1
2	小松飛行場の概要及び沿革	1
3	小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書	7
	（1）「10・4 協定」	7
	（2）航空機騒音に係る環境基準	8
4	小松基地周辺の騒音対策	11
	（1）騒音対策の概要	11
	（2）住宅防音工事の実施状況	11
	（3）補償等の対策	15
5	平成 28 年度航空機騒音調査	17
	（1）調査概要	17
	（2）調査結果	20
	① Lden による評価	20
	② WECPNL による評価	28
6	今後の課題	34
	（1）住宅防音工事の充実	34
	（2）環境基準達成の方途	34

資 料 編

1	航空機騒音に係る環境基準について（昭 48. 12. 27、環告第 154 号）	36
2	防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）	40
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）	47
4	小松基地騒音防止対策協議会要綱	50
5	航空機騒音公害に係る訴訟	52
6	その他	54

付 図

航空機騒音測定地点図

1 序論

小松飛行場においては現在、航空自衛隊小松基地のジェット戦闘機のほか民間航空の大型ジェット旅客機等が離着陸しており、それらによる騒音の影響範囲は小松市をはじめ周辺 5 市町に及んでいる。特に、ジェット戦闘機については騒音レベルが高いためその影響も深刻であり、昭和 49 年のファントム配備計画に対する配備差し止め訴訟にみられるような住民運動も起こるなど県内における大きな環境問題となっている。

この間、国においては独自に航空機騒音対策として基地周辺の学校等公共施設の防音工事を進めてきていたが、昭和 50 年 10 月に県及び周辺 8 市町村（市町村合併により現在 5 市町）と防衛施設庁（現防衛省）との間で環境基準の達成等 5 項目の合意事項を盛りこんだ「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（以下「10・4 協定」という。）が締結され、新たに行政全体として騒音対策に取り組むこととなった。それ以降、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく一般住宅の防音工事を中心として種々の対策がとられてきた。

特に住宅防音工事については、助成区域となる第一種区域の指定に係る基準が法改正により 85WECPNL から 80WECPNL、更には 75WECPNL と順次引き下げられてきたことに加えて、「10・4 協定」に基づく国、県及び関係市町の三者共同測定結果により区域の見直しが行われるなど、工事対象区域が拡大される方向で進んできており、さらに全室防音工事や空気調和機器機能復旧工事などが実施されるなど、対策としてより充実されつつある。

2 小松飛行場の概要及び沿革

小松飛行場は、総面積 4,394,978 m²のうち 3,920,387 m²を防衛省が、474,591 m²を国土交通省がそれぞれ所管する共用空港で、設置管理者は防衛大臣である。

運航している航空機のうち基地に配備されている自衛隊機は、戦闘機（F-15J（2 飛行隊、飛行教導群））、練習機（T-4）、ヘリコプター（UH-60J）及び搜索機（U125A）の各機種である。なお、昭和 51 年から配備されていた F-4EJ ファントムについては、平成 8 年度末までに F-15J イーグルに変更配備された。

一方、民間航空については、国内線では現在、東京便（10 往復/日）、福岡便（4 往復/日）、札幌便（1 往復/日）、仙台便（2 往復/日）、那覇便（1 往復/日）、成田便（1 往復/日）の 6 路線が運航している。また、国際線としては、旅客便がソウル（3 往復/週）、上海（4 往復/週）及び台北（5 往復/週）、貨物便はルクセンブルク（4 往復/週）、アゼルバイジャン（2 往復/週）が運航しているほか、これまで台湾、中国、韓国、ハワイ、グアム、タイ等世界各地へチャーター便が就航している。

○空港の建設以来、現在に至るまでの経緯

昭和 18 年 4 月	: 旧日本海軍基地として着工
19 年 11 月	: 東西 1,500m、南北 1,700m（それぞれ幅 100m）の滑走路完成、海軍攻撃隊 2 個中隊常駐
20 年 11 月	: 米軍接收、補助レーダー基地となる
22 年 10 月	: 航空保安部小松支所開設、協力業務実施
30 年 7 月	: 日本ヘリコプター輸送(株)により、小松－大阪不定期便就航
31 年 4 月	: 同小松－名古屋－東京不定期便就航
33 年 2 月	: 米軍接收解除（全面解除は、同年 8 月）、航空自衛隊小松派遣隊駐屯
34 年 6 月	: 航空自衛隊小松基地隊発足
35 年 4 月	: 航空自衛隊小松基地として整備拡張工事着手（総工費 20 億円 面積 396 万㎡）
〃	: 防衛、運輸事務次官両者による「小松飛行場に関する協定」締結、民航と自衛隊相互の円滑な運用の協定確立
35 年 6 月	: 工事完成、滑走路 2,400m となる
36 年 7 月	: 中部方面航空隊に 6 航空隊が編成され、小松基地として発足。F-86F 戦闘機 25 機編成の第 4 飛行隊など配備
36 年 10 月	: 小松空港協議会発足
36 年 12 月	: 小松飛行場を航空法第 56 条の 5 に基づく「公共用の施設」として告示（正式に自衛隊と民間航空との共用飛行場となる。）
38 年 7 月	: 全日空、小松－東京定期便就航
39 年 9 月	: F-104J 機導入のための滑走路延長工事完了、滑走路 2,700m となる
39 年 12 月	: 民航エプロン 14,000 ㎡（70m×200m）の拡張工事完了
〃	: 防衛庁経理局長、運輸省航空局長両者の間に「小松飛行場の民間航空用施設の整備に関する協定」成立
40 年 2 月	: 全日空、小松－名古屋便就航（昭和 50 年 12 月休止）
40 年 3 月	: F-104J 戦闘機 20 機編成の第 205 飛行隊配備
41 年 3 月	: 民航平行誘導路 800m 完成
41 年 12 月	: 民航平行誘導路 1,600m 延長工事完了
42 年 6 月	: 全日空、小松－札幌季節便（アカシア便）就航（昭和 51 年 12 月通年化）
43 年 7 月	: 飛行場用地 334,800 ㎡が防衛庁から民航専用施設用地として、運輸省行政財産に所管換えされる
44 年 10 月	: 民航平行誘導路 2,400m の延長工事完成
47 年 4 月	: 小松－新潟－札幌定期便就航
48 年 10 月	: B737 型機用の滑走路、エプロンのかさ上げ拡張工事完成
48 年 11 月	: 小松－東京間に B737 型機就航（ジェット化）
〃	: 小松空港から最初の国際チャーター便香港へ運航
49 年 6 月	: 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」施行
50 年 7 月	: F-86F 戦闘機編成の第 4 飛行隊解隊
50 年 9 月	: 小松、加賀両市の住民 12 名が、国を相手に「ファントム等ジェット戦闘機騒音公害差し止め請求訴訟」提訴（第 1 次訴訟）
50 年 10 月	: 防衛施設庁、県、関係 8 市町村の間で、10・4 協定（基本協定）を締結
〃	: 名古屋防衛施設局と小松市、加賀市の間で、それぞれ 10・4 協定（個別協定）を締結
〃	: 小松－東京間及び小松－新潟－札幌間に、B727 型機就航
〃	: 住宅防音工事始まる
51 年 5 月	: 小松基地騒音防止対策協議会発足、第 1 回協議会開催

昭和 51 年 5 月 : 10・4 協定に基づき、国、県、関係市町村の三者共同による騒音常時測定始まる
 51 年 10 月 : F-4EJ 型機（ファントム戦闘機）18 機編成の第 303 飛行隊発足
 52 年 3 月 : 小松－東京間に L-1011（トライスター326 人乗り）就航（54 年 11 月全便化）
 52 年 8 月 : 騒音コンター見直し調査等に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
 52 年 10 月 : 運輸省において、「小松飛行場民航地域整備基本計画」策定
 53 年 3 月 : 小松－福岡定期便就航（H13 年 10 月 1 日 3 往復化）
 53 年 9 月 : 第一種区域（85WECPNL 以上の区域）の指定に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
 53 年 12 月 : 小松空港国際空港化推進協議会発足
 " : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域等指定告示
 54 年 7 月 : 検疫飛行場の指定、新潟検疫所伏木富山支所小松空港出張所開設
 " : 空港運用時間を 10 時間（8:30～18:30）から 13 時間（8:00～21:00）に延長
 54 年 8 月 : 第一種区域の拡大等に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
 54 年 9 月 : 総理府令改正により第一種区域が 80WECPNL 以上の区域に拡大
 54 年 12 月 : 新潟－小松－ソウル間に日韓定期航空路週 2 便が開設
 55 年 4 月 : 小松－東京間に B747SR（スーパージャンボ 500 人乗り）就航
 " : 大阪税関七尾税関支署小松空港出張所及び動物検疫所名古屋支所小松出張所開設
 55 年 6 月 : 第一種区域の追加指定（80WECPNL 以上の区域）に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
 55 年 9 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域の追加指定告示
 56 年 1 月 : 出入国港の指定
 56 年 6 月 : F-4EJ 型機（ファントム戦闘機）18 機編成の第 306 飛行隊発足
 (F-104J 第 205 飛行隊解隊)
 56 年 9 月 : 国内線新旅客ターミナルビル完成
 56 年 12 月 : 総理府令改正により第一種区域が 75WECPNL 以上の区域に拡大
 57 年 3 月 : 第一種区域の追加指定（75WECPNL 以上の区域）に関し、小松基地騒音防止対策協議会開催
 57 年 6 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し、第一種区域の追加指定告示
 58 年 3 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 318 人が国を相手に「ファントム戦闘機離陸等
 差し止め等請求訴訟」第 2 次訴訟提訴
 59 年 3 月 : 国際線新旅客ターミナルビル完成
 59 年 5 月 : 第一種区域等の見直し指定に関し、小松基地騒音防止対策協議会（幹事会）開催
 59 年 7 月 : 小松－仙台便（YS-11A）就航（60 年 7 月 ジェット化 B737）
 59 年 12 月 : 防衛施設庁、小松基地に関し第一種区域等の変更指定告示
 60 年 11 月 : 防衛施設庁、県及び関係市町に対し、61 年 11 月から第 303 飛行隊の機種を F-4EJ から
 F-15J イーグルへ順次更新する旨の申入れ
 61 年 4 月 : 住宅防音工事の促進等について、小松基地騒音防止対策協議会開催
 61 年 5 月 : 小松基地周辺の生活環境保全対策と財政措置の強化に関して、防衛施設庁、大阪防衛施
 設局名古屋防衛施設支局へ要望書提出
 61 年 10 月 : 日本航空、小松－東京間就航（ダブルトラック化）
 61 年 11 月 : F-15J イーグル 4 機、第 303 飛行隊に編入配備（62 年 12 月 F-15J 18 機 配備完了）
 平成 3 年 3 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟 金沢地方裁判所で判決
 3 年 6 月 : 小松－那覇便（B737、130 人乗り）就航
 3 年 7 月 : 日本エアシステム、小松－東京間就航（トリプルトラック化）
 3 年 11 月 : 小松－広島便（ジェットストリーム スーパー31、19 人乗）就航（14 年 4 月廃止）
 6 年 7 月 : 小松－ルクセンブルク便（B747-400F、貨物専用便）就航
 6 年 12 月 : 小松空港が輸入促進地域（FAZ）に指定

- 平成 6 年 12 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟（第 1 次、第 2 次訴訟）、名古屋高等裁判所金沢支部で判決（平成 7 年 1 月 判決確定）
- 7 年 1 月 : 大阪防衛施設局、県及び関係市町に対し、平成 7 年度から 8 年度にかけて第 306 飛行隊の機種を F-4EJ（ファントム）から F-15J（イーグル）へ更新する旨、申入れ
- 7 年 2 月 : 小松基地周辺の航空機騒音の状況について、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 〃 : 小松－新潟便（ジェットストリーム スーパー31、19 人乗り）就航（8 年 11 月運休）
- 7 年 11 月 : 小松－鹿児島便（B737、126 人乗り）就航（16 年 11 月廃止）
- 7 年 12 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 1,653 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」（第 3 次訴訟）を提訴
- 8 年 5 月 : 小松、加賀両市と根上、寺井両町の住民 148 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」（第 4 次訴訟）を提訴
- 8 年 9 月 : 小松－岡山便（SAAB340B、36 人乗り）就航（10 年 6 月運休）
- 8 年 11 月 : 小松－出雲便（ジェットストリーム スーパー31、19 人乗り）就航（13 年 4 月廃止）
- 9 年 3 月 : 第 306 飛行隊 F-15J への更新を完了
- 9 年 12 月 : 小松－高松便（SAAB340B、36 人乗り）就航（11 年 6 月運休）
- 〃 : 小松－松山便（SAAB340B、36 人乗り）就航（11 年 6 月運休）
- 12 年 3 月 : 小松空港前の県道 4 車線化に伴う防音堤の一部撤去工事開始（12 年 12 月完了）
- 12 年 7 月 : 空港運用時間を 13 時間（8:00～21:00）から 14 時間（7:30～21:30）に延長
- 〃 : 小松－東京便、1 日 2 往復増便で 1 日 11 往復となる
- 14 年 3 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟（第 3 次、第 4 次訴訟）、金沢地方裁判所で判決
- 14 年 4 月 : 大阪防衛施設局から小松市及び加賀市に対し、両市と個別に締結した 10・4 協定（個別協定）に基づく飛行制限について、一部緩和を申し入れ
- 14 年 11 月 : 飛行制限の一部緩和について、小松基地騒音防止対策協議会開催
- 14 年 12 月 : 大阪防衛施設局、小松市及び加賀市は、飛行制限の一部緩和を内容とする 10・4 協定（個別協定）の変更協定を締結
- 15 年 3 月 : 仮滑走路整備工事着手（16 年 12 月工事完成）
- 15 年 4 月 : 日本航空と日本エアシステムの統合により、日本エアシステム便は全て日本航空便となる
- 16 年 10 月 : 現滑走路整備工事着手
- 16 年 11 月 : 小松－成田便（CRJ、50 人乗り）就航
- 〃 : 小松－上海便（A320、156 人乗り）就航
- 17 年 2 月 : 市町村合併により、松任市、美川町等 1 市 2 町 5 村が白山市に、根上町、寺井町及び辰口町が能美市となる
- 17 年 3 月 : 仮滑走路供用開始、本滑走路嵩上げ工事開始
- 17 年 8 月 : 小松－ルクセンブルク国際貨物定期便、週 1 往復（木曜日）運休で週 4 往復となる
- 17 年 12 月 : 小松－上海国際定期便、週 1 往復増便で週 3 往復となる
- 18 年 3 月 : 小松－ソウル国際定期便（日本航空便）運休
- 〃 : 大韓航空による小松－ソウル国際定期便就航（B737-900、187 人乗り、週 4 往復）
- 18 年 10 月 : 小松－ルクセンブルク国際貨物定期便、週 1 往復（金曜日）運休で週 3 往復となる
- 18 年 12 月 : 滑走路嵩上げ工事完成に伴い、本滑走路供用開始（仮滑走路は閉鎖）
- 19 年 4 月 : 小松基地騒音差止等請求訴訟（第 3 次、第 4 次訴訟）名古屋高等裁判所金沢支部で判決（平成 19 年 5 月判決確定）
- 19 年 5 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプ I）の実施（第 18 航空団（嘉手納）の F-15 戦闘機 5 機程度参加）

- 平成 19 年 5 月 : 国内貨物上屋移転新築工事竣工
- 19 年 10 月 : 小松ー福岡便、1 日 1 往復減便で 1 日 2 往復となる
- 19 年 12 月 : エプロンの拡張工事完成（駐機場増設、5→6 スポット）
- 20 年 4 月 : 小松ー上海国際定期便、週 1 往復増便で週 4 往復となる
- 20 年 6 月 : 小松ー台北便（MD90、134 人乗り）就航
- 20 年 12 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（第 35 戦闘航空団（三沢）の F-16 戦闘機 6 機程度参加）
- 〃 : 小松市、加賀市、能美市の住民 2,121 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」（第 5 次訴訟）を提訴
- 21 年 4 月 : 小松市、加賀市、能美市の住民 106 人が国を相手に「小松基地戦闘機離着陸差し止め等請求訴訟」（第 6 次訴訟）を提訴
- 21 年 5 月 : 小松ールクセンブルク国際貨物定期便、週 1 往復（日曜日）運休で週 2 往復となる
- 21 年 7 月 : 小松ー静岡便（E70、76 人乗り）就航（22 年 6 月 1 日 1 往復化、23 年 1 月週 3 往復化、23 年 3 月運休）
- 21 年 12 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（海兵第 12 飛行大隊（岩国）の FA-18 戦闘機 7 機程度及び第 35 戦闘航空団（三沢）の F-16 戦闘機 5 機程度参加）
- 22 年 5 月 : 小松ールクセンブルク国際貨物定期便、週 1 往復（金曜日）が復便し週 3 往復となる
- 22 年 6 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（海兵第 12 飛行大隊（岩国）の FA-18 戦闘機 10 機参加）
- 22 年 7 月 : 小松ー成田便、1 日 1 往復増便で 1 日 2 往復となる
- 22 年 12 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（第 35 戦闘航空団（三沢）の F-16 戦闘機 12 機程度参加）
- 23 年 2 月 : 新燃岳の噴火により、新田原基地（宮崎県）の F-15 戦闘機 15 機程度及び T-4 練習機 2 機程度の移動訓練の実施（2 月 22 日～3 月 11 日）
- 23 年 3 月 : 東日本大震災の影響により、小松ー仙台定期便運休（3 月 12 日～7 月 24 日）
- 23 年 10 月 : 小松ールクセンブルク国際貨物定期便、週 1 往復増便で週 4 往復となる
- 〃 : 小松ー台北便、週 2 往復増便で週 4 往復となる
- 〃 : F-15 戦闘機の機外燃料タンク落下事故により、通常飛行訓練見合わせ（10 月 7 日～12 月 15 日）
- 24 年 3 月 : 小松基地開庁 50 周年記念式典開催
- 24 年 9 月 : 小松ー台北便、週 1 往復増便で週 5 往復となる
- 24 年 12 月 : 小松ー台北便、週 2 往復増便で週 7 往復（1 日 1 往復）となる
- 25 年 3 月 : 小松ー福岡便、1 日 1 往復増便で 1 日 4 往復となる
- 〃 : 小松ー仙台便、1 日 1 往復増便で 1 日 2 往復となる
- 〃 : 小松ー東京便、1 日 1 往復期間増便で 1 日 12 往復となる
- 25 年 4 月 : 航空機騒音に係る環境基準の改正が施行
- 25 年 10 月 : 小松ーソウル便、週 1 往復減便で週 3 往復となる
- 25 年 12 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（第 18 航空団（嘉手納）の F-15 戦闘機 6 機程度参加）
- 26 年 3 月 : 小松ー成田便、1 日 1 往復減便で 1 日 1 往復となる
- 〃 : 小松ーソウル便、週 1 往復増便で週 4 往復となる
- 26 年 11 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（第 35 戦闘航空団（三沢）の F-16 戦闘機 8 機程度参加）
- 27 年 3 月 : 小松ーソウル便、週 1 往復減便で週 3 往復となる

平成 27 年12月 : 小松ー台北便、週 2 往復減便で週 5 往復となる（平成 27 年 12 月 3 日～期間減便）
 28 年 1 月 : 小松ーアゼルバイジャン便（B747-400F・B747-8F、貨物専用便、週 2 往復）就航
 28 年 3 月 : 小松ー東京便、1 日 2 往復減便で 1 日 10 往復となる
 // : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅡ）の実施（第 12 海兵航空群（岩国）の FA-18 戦闘機 6 機程度参加）
 28 年 4 月 : 小松ー台北便、週 2 往復増便で週 7 往復となる（平成 28 年 4 月 15 日～5 月 31 日期間増便）
 28 年 6 月 : 新田原基地の飛行教導群（F-15 戦闘機等約 10 機）が移転
 28 年 7 月 : 在日米軍再編に係る日米共同訓練（タイプⅠ）の実施（第 18 航空団（嘉手納）の F-15 戦闘機 5 機程度参加）
 28 年10月 : 小松ー台北便、週 2 往復増便で週 7 往復となる
 29 年 6 月 : 小松ー台北便、週 2 往復減便で週 5 往復となる

3 小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書

(1) 「10・4協定」

昭和50年6月に防衛施設庁（現防衛省）は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき騒音対策を講ずる対象となる第一種から第三種区域の線引き（騒音コンター）の案を地元を示したが、県と小松市など関係市町村がこの騒音コンター案に対する意見を示すに際して、さらに積極的な騒音対策を施すべく環境基準の達成、測定体制の整備、住宅防音工事の早期実施などを強く要望したため、当時のファントム配備問題とも絡んで国と地元との折衝が繰返された。

その結果、昭和50年10月4日に国、県並びに小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町の8市町村（現在、小松市、加賀市、白山市、能美市及び川北町の5市町）の間に「小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書」（いわゆる「10・4協定」）が締結され、このなかの合意事項に基づいて以後周辺対策が進められることとなった。（なお、この際、名古屋防衛施設局は、小松市、加賀市とそれぞれ個別に飛行の方法等についての協定（いわゆる「個別協定」）を締結している。）

また、昭和51年には、同協定に基づき協定当事者間による「小松基地騒音防止対策協議会」が発足し、協定の履行を図るための体制が確立され、国、県、関係市町村による共同の騒音調査（三者共同測定）が開始された。その後、毎年、協議会あるいはその下部機構である幹事会が開催され、騒音測定計画の立案や測定結果による騒音コンターの見直し等が行われるなど、騒音対策の推進を図ってきたところである。

小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書 (昭和50年10月4日)

防衛施設庁と石川県、小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町は、小松基地周辺の生活環境の確保を図る上で騒音の防止が極めて重要であることを認識して、小松基地周辺の騒音対策を積極的に推進するため、その基本的事項に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 公害対策基本法第9条に基づく昭和48年12月27日環境庁告示第154号「航空機騒音に係る環境基準について」に従って公共用飛行場の区分第2種Bについて定められている期間内に速やかに環境基準の達成を期する。
なお、年次計画については、次項に掲げるもののほか、音源対策、運用対策及び周辺対策を総合勘案する必要があるため、引き続き検討し、協議を続けることとする。
- 2 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する住宅防音工事及び同法第5条に規定する移転の補償については、現行法令に定める第1種区域及び第2種区域内について、それぞれ昭和53年度を完了予定とする。
- 3 基地周辺における騒音の測定は、常時実施するものとし、その管理は、国、県及び市町村共同で行う。
- 4 前項調査の結果に基づいて、少なくとも年1回騒音コンターの見直しを行う。
- 5 障害防止工事は、国が原因者であるとの認識のもとに実施するものとし、障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については、国が措置するとともに、維持管理費の拡大に努める。

なお、この項目の具体的な裏付けに関しては、具体的条件の回答でなすものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境基準

航空機から発生する騒音は、レベルが高く、またその影響が広範囲に及ぶため、騒音被害の防止には発生源対策のほか周辺対策、土地利用対策など総合的施策が求められる。このため国においては関連諸施策を推進するに際しての共通の目標として、昭和 48 年 12 月に「航空機騒音に係る環境基準」を設定した。また、平成 19 年 12 月には同基準の改正（評価基準を従来の WECPNL から Lden に改正）を告示し、改正後の基準は平成 25 年 4 月から適用された。基準値及び達成期間は表－1 及び表－2 のとおりである。

このなかで、総合的施策を講じて定められた期間内に基準達成が困難な地域においては、家屋の防音工事等により基準達成と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、基準の速やかな達成を期するものとされている。

小松飛行場については「10・4 協定」において公共用飛行場「第二種空港 B」に準ずるものとされており、国では昭和 58 年の環境基準達成期限を目途に年次的に音源対策や周辺対策を進めてきたが、昭和 59 年に「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく住宅防音工事対象地域である第一種区域を拡大する見直しがなされたことから、この範囲を含め周辺対策を実施することになった。

このため県では、周辺 5 市町と協力しながら、周辺対策の早期実施や全室防音化等の質的向上を国へ要望してきたところである。

なお、環境基準の改正に伴い、平成 25 年 3 月に「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく区域の指定に係る値を WECPNL から Lden に改正する省令が定められ、平成 25 年 4 月 1 日以後の区域の指定については改正後の基準値（Lden）が適用されることとなった（小松基地周辺の区域指定は昭和 59 年に行われているため、従前の WECPNL 基準による評価が継続されている）。

「航空機騒音に係る環境基準」及び「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」における基準値の変更状況は、表－3 のとおりである。

表－１ 航空機騒音に係る環境基準(平成 25 年 4 月 1 日の改正前まで)

〔 昭和 48 年 12 月 27 日 〕
〔 環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5.10.28 環告 19、平 12.12.14 環告 78

○環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値 (単位：WECPNL)
I	70 以 下
II	75 以 下

(備考) I 類型 専ら住居の用に供される地域

II 類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

○達成期間

飛 行 場 の 区 分				達成期間	改 善 目 標
既 設 飛 行 場	新 設 飛 行 場			直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの				
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	ジェット機以外のみ就航	5 年以内	
		B	ジェット機のみ就航	10 年以内	5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。
	新東京国際空港				
	第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港			10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、85WECPNL 未満とすること又は 85WECPNL 以上の地域において屋内で 65WECPNL 以下とすること。 2 10 年以内に、75WECPNL 未満とすること又は 75WECPNL 以上の地域において屋内で 60WECPNL 以下とすること。

(備考) 自衛隊等が使用する飛行場の周辺においては、上表に準じて維持達成を図ることとされている。

表－２ 航空機騒音に係る環境基準(平成 25 年4月1日の改正以降)

〔 昭和 48 年 12 月 27 日
環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5. 10. 28 環告 19、平 12. 12. 14 環告 78、平 19. 12. 17 環告 114 (施行：平 25. 4. 1)

○環境基準

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(備考) I 類型 専ら住居の用に供される地域

II 類型 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

○達成期間

飛 行 場 の 区 分				達成期間	改 善 目 標
既 設 飛 行 場	新 設 飛 行 場			直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの 第二種空港(福岡空港を除く。)	A	ジェット機以外のみ就航	5 年以内	
		B	ジェット機のみ就航	10 年以内	5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。
		成田国際空港			
	第一種空港(新東京国際空港を除く。)及び福岡空港			10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。 2 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

(備考) 評価は 1 日(午前 0 時から午後 12 時まで)ごとの時間帯補正等価騒音レベル(Lden)を算出し、全測定日の Lden についてパワー平均を算出する。

自衛隊等が使用する飛行場の周辺においては、上表に準じて維持達成を図ることとされている。

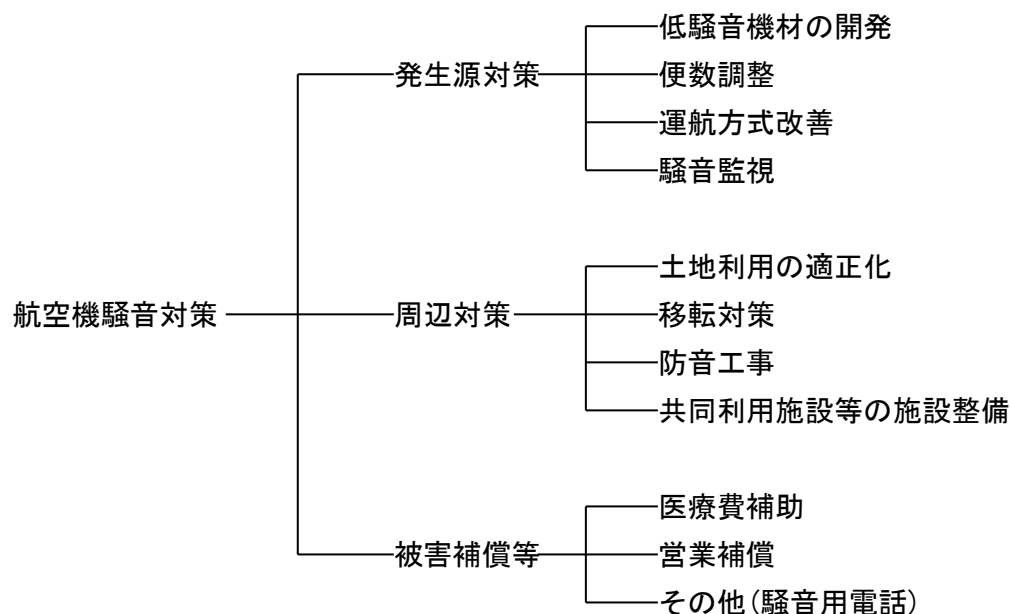
表－３ WECPNL 基準値から Lden 基準値への改正状況

法令	区分	改正前	改正後	備考
		WECPNL (単位：WECPNL)	Lden (単位：デシベル)	
航空機騒音に係る環境基準	地域類型 I	70 以下	57 以下	H19. 12. 17 環境省告示 114 号 (施行 H25. 4. 1)
	地域類型 II	75 以下	62 以下	
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律	第一種区域	75	62	H25. 3. 29 防衛省令第 5 号 (施行 H25. 4. 1) ※Lden での評価は、施行日以後の区域指定について適用
	第二種区域	90	73	
	第三種区域	95	76	

4 小松基地周辺の騒音対策

(1) 騒音対策の概要

航空機騒音対策は、音源そのものを規制する発生源対策、騒音が受音者に到達するまでにそれを軽減し、被害の防止を図るための周辺対策及び被害が発生した場合の被害補償等の救済対策に大別され、具体的対策についてはおよそ図－１のような体系にまとめることができる。



図－１ 航空機騒音対策の概要

これらの対策のうち発生源対策については、小松飛行場における主たる発生源が自衛隊機であることから民航機のように低騒音機材を導入することが困難なため、日曜・祭日における飛行自粛や離着陸時の飛行方法の改善等の配慮が行われている。

このほか、現在も小松飛行場においては、当面の対策として「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく住宅防音工事や移転補償等の周辺対策が進められているところである。

(2) 住宅防音工事の実施状況

小松飛行場周辺の住宅防音工事は昭和50年度より国によって実施されているが、その後「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の数次の改正により防音工事の対象となる騒音の基準が、昭和53年には85WECPNL、昭和55年には80WECPNL、さらに昭和57年には75WECPNLと下げられてきたため、対策区域も年々拡大してきた。また、昭和59年には対策区域の見直しが行われ、新たに旧寺井町及び旧辰口町（現能美市）、川北町の一部が追加され、対策区域が更に拡大されることとなった。

平成29年3月末現在の「一挙防音工事」及び「追加防音工事」の進捗状況は、表－4、5に示すとおりである。なお、平成21年度まで行われていた「新規防音工事」については、平

成 22 年 4 月から「一挙防音工事」に統合されている。

平成 8 年度からは住宅防音工事の対象となっていなかった住宅に対する「特定住宅防音工事」が、平成 11 年度からは「建替防音工事」、「工法是正工事」及び「防音区画改善工事」が、平成 14 年度からは「外郭防音工事」が発足しており、その実績を表－6、7、8、9 に示す。

また、住宅防音工事により設置された「空気調和機器の機能復旧工事」並びに住宅防音工事済生活保護世帯に対する電気代の助成制度「空気調和機器稼働費助成事業」が平成元年度に、また機能が損なわれている「防音建具の機能復旧工事」が平成 11 年度に発足し、制度の充実が図られた。その実績を表－10、11 に示す。

表－4 一挙防音工事等実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	旧第一種区域（80WECPNL 以上）						第一種区域（75～80WECPNL）						合計（第一種区域 75WECPNL 以上）					
	区域内 全世帯 数	平成 27 年度 まで		平成 28 年度			区域内 全世帯 数	平成 27 年度 まで		平成 28 年度			区域内 全世帯 数	平成 27 年度 まで		平成 28 年度		
		工事 完了	進捗率 (%)	工事完了 了又は 交付決 定済	累計 C=A+B	進捗率 (%)		工事 完了	進捗率 (%)	工事完了 了又は 交付決 定済	累計 C=A+B	進捗率 (%)		工事 完了	進捗率 (%)	工事完了 了又は 交付決 定済	累計 C=A+B	進捗率 (%)
A		B	C=A+B		A		B	C=A+B		A		B	C=A+B					
小 松 市	6,215	6,122	98.5	1	6,123	98.5	4,777	4,580	95.9	0	4,580	95.9	10,992	10,702	97.4	1	10,703	97.4
加 賀 市	540	540	100.0	0	540	100.0	1,112	1,112	100.0	0	1,112	100.0	1,652	1,652	100.0	0	1,652	100.0
能 美 市	1,048	1,048	100.0	0	1,048	100.0	2,737	2,587	94.5	1	2,588	94.6	3,785	3,635	96.0	1	3,636	96.1
川 北 町							122	108	88.5	0	108	88.5	122	108	88.5	0	108	88.5
計	7,803	7,710	98.8	1	7,711	98.8	8,748	8,387	95.9	1	8,388	95.9	16,551	16,097	97.3	2	16,099	97.3

（注） ・表－4 は、一挙防音工事及び平成 21 年度までの新規防音工事の進捗状況の合計を示す。

・一挙防音工事は、初めて行う住宅防音工事であり、世帯の人員に応じ 5 居室を限度として、世帯人員数に 1 を加えた居室数までを対象としている。

・新規防音工事は、初めて行う住宅防音工事であり、2 居室を対象としている。（平成 22 年 4 月から一挙防音工事に統合）

・区域内全世帯数（当面防音工事を希望しない世帯を含む。）は、区域指定の際の居住世帯の概数である。

なお、区域指定当時に空家等の家屋がその後住宅として居住され、防音工事を実施した世帯もあるため、実施累計が区域内全世帯数を上回る市町については実施累計を区域内全世帯数とした。

・特定住宅防音工事、建替防音工事、工法是正工事及び防音区画改善工事を除く。

（参考） 一挙防音工事は、当面防音工事を希望しない世帯を除き、工事希望世帯は全て完了している。

表－5 追加防音工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	7,763	10	7,773
加 賀 市	1,457	0	1,457
能 美 市	2,711	0	2,711
川 北 町	93	0	93
計	12,024	10	12,034

（注） ・追加防音工事は、新規防音工事を実施した住宅を対象に、世帯人員に応じ 5 居室を限度として家族数＋1 居室から新規防音工事で実施した居室数を除いた居室数までを対象とした工事

・一挙防音工事を含む。建替追加防音工事、特定追加防音工事を含まない。

表－６ 特定住宅防音工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	708	2	710
加 賀 市	57	0	57
能 美 市	133	3	136
計	898	5	903

- (注) ・特定住宅防音工事は、第一種区域の指定基準の段階的な改正によるドーナツ化に対応した防音工事
 ・特定住宅防音工事に係る新規防音工事・追加防音工事・一挙防音工事の合計を示す。
 ・特定外郭防音工事は含まない。

表－７ 建替防音工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	211	9	220
加 賀 市	52	0	52
能 美 市	105	1	106
川 北 町	1	0	1
計	369	10	379

- (注) ・建替防音工事は、既に所在する住宅で、過去に防音工事の助成を受け、その後建て替えられる住宅又は建て替えられた住宅のうち、防音工事完了後 10 年以上経過した住宅が対象
 ・建替外郭防音工事は含まない。

表－８ 工法是正工事及び防音区画改善工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	108 (27)	22 (22)	130 (49)
加 賀 市	13 (13)	2 (2)	15 (15)
能 美 市	133 (23)	7 (6)	140 (29)
計	254 (63)	31 (30)	285 (93)

- (注) ・工法是正工事は、過去にⅡ工法で実施した住宅（室）をⅠ工法に是正する工事
 ・（ ）内は、防音区画改善工事の内数で、バリアフリー対応住宅又はフレックス対応住宅を対象に可能な限り家屋の外部で行う防音工事

表－９ 外郭防音工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	616	14	630
加 賀 市	79	0	79
計	695	14	709

(注) ・家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事で 85W 以上の区域に所在する住宅が対象
 ・建替外郭防音工事を含む。

表－10 空気調和機器及び防音建具の機能復旧工事実施状況

平成 29 年 3 月末現在（単位：世帯）

区分 市町名	平成 27 年度までに 工 事 完 了 A	平成 28 年度	
		工 事 完 了 又 は 交 付 決 定 済 B	累 計 C = A + B
小 松 市	14,348 (2,044)	745 (50)	15,093 (2,094)
加 賀 市	2,830 (654)	207 (28)	3,037 (682)
能 美 市	4,192 (535)	262 (21)	4,454 (556)
川 北 町	142 (12)	17 (1)	159 (13)
計	21,512 (3,245)	1,231 (100)	22,743 (3,345)

(注) ・空気調和機器機能復旧工事の対象機器は、設置後 10 年以上を経過し、稼働不能又は故障している機器
 ・()内は、防音建具機能復旧工事の内数で、対象は、設置後 10 年以上を経過し、機能が損なわれている防音建具に対する復旧工事

表－11 空気調和機器稼働事業実施状況

(単位：世帯)

市 町 名	平成 28 年度実績
小 松 市	3
加 賀 市	0
能 美 市	1
計	4

(注) ・空気調和機器稼働事業は、住宅防音工事実施済住宅に居住する生活保護世帯又は永住帰国した中国残留邦人の世帯に対する防音工事により設置した空気調和機器の稼働に伴う電力量料金等を助成

(3) 補償等の対策

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」では住宅防音工事への助成のほか、家屋移転補償や民生安定施設への助成等が規定されており、小松飛行場周辺においてもこれに基づいた対策が実施されている。これらの実績を表－12、13、14に示す。

表－12 建物移転補償（第二種区域 90WECPL 以上）

(単位：戸数)

市 町 名	全 戸 数	平成 27 年度まで		平成 28 年度実績			平成 29 年度以降
		戸 数 A	進 捗 率 (%)	戸 数 B	進 捗 率 C = A + B	進 捗 率 (%)	
小 松 市	771	595	77.2%	1	596	77.3%	175

表－13 学習等供用施設整備状況

(単位：施設)

市 町 名	平成 27 年度までの整備数	左のうちの 県費上積助成分	平成 28 年度 整備数	合 計
小 松 市	90	86	0	90
加 賀 市	15	13	0	15
白 山 市	7	6	0	7
能 美 市	22	20	0	22
川 北 町	3	3	0	3
計	137	128	0	137

- (注) ・学習等供用施設は、一般住民が学習、保育等の用に供する施設のことである。(例 公民館)
 ・復旧事業は、計画数に数えない(新規事業のみ)
 ・県費上積助成(新規)は、昭和 49 年度から実施しており、平成 28 年度末までの県費助成の累計は 1,022,870 千円である。
 ・このほか、平成 7 年度から学習等供用施設の改修が国庫補助対象となり、県でも上積助成を行っている。平成 28 年度末までの県費上積助成額は、90 件、131,367 千円である。

表－14 小松基地周辺対策事業等実績（平成 28 年度）

事 項 別	金 額 (千円)	対 象 地 方 公 共 団 体						備 考
		県	小松市	加賀市	白山市	能美市	川北町	
障 害 防 止 (法第 3 条)	353,306	○	○	○	○	○	○	・一般防音(小学校、中学校、保育所、専修学校、幼 保連携型認定こども園) ・学校関連維持費を含む。
住 宅 防 音 (法第 4 条)	865,932		○	○		○	○	復旧、稼働、特定住宅防音、建替防音、区画改善費 を含む。
民生安定助成 (法第 8 条)	1,981,463(一般助成) 64,391(道路改修) 1,153(放送受信助成)		○	○	○	○	○	無線放送施設、消防施設、道路、放送受信料助成等
	155,843(防音班分)		○			○	○	防音助成(学習等供用施設、特別集会施設、老人福祉 センター、コミュニティ供用施設、児童館)
調 整 交 付 金 (法第 9 条)	721,631		○	○				
移 転 措 置 (法第 5 条)	102,109		○					不動産購入費、移転等補償費
統 合 事 業 (法第 3, 8 条)	79,601		○					
再 編 交 付 金	318,279		○	○		○	○	
計	4,643,708							

- (注) ・「再編交付金」以外の事項は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に規定されている助成等を示す。
 ・「再編交付金」は「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」第 6 条に規定されている交付金を示す。
 ・金額には法人関係を含む。千円未満は四捨五入した。

(参考) 住宅防音工事の概要

工 事 名	事 業 概 要				
新 規 防 音 工 事	補助の対象とする住宅の世帯の人員に拘らず2居室までを対象とする防音工事 (平成 22 年度から一挙防音工事に統合されている)				
追 加 防 音 工 事	世帯の人員に応じて、次表に掲げる居室数から既に新規防音工事を実施した居室数を減じた居室数以内を対象とする防音工事				
	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人以上
	居 室 数	2 居室	3 居室	4 居室	5 居室
一 挙 防 音 工 事	防音工事を実施していない住宅を対象とする防音工事で、世帯の人員に応じて、追加防音工事の表に掲げる居室数以内の居室を対象とする防音工事				
特定住宅防音工事	いわゆる「ドーナツ現象 ^{*注1} 」と称される住宅に対する防音工事 85W以上の区域、80W以上 85W未満の区域、75W以上 80W未満の区域のそれぞれの区域において、下記に示す期間に建設された住宅が対象 85W以上区域 : 昭和 53 年 12 月 29 日以降昭和 59 年 12 月 20 日まで 80W以上 85W未満区域: 昭和 55 年 9 月 11 日以降昭和 59 年 12 月 20 日まで 75W以上 80W未満区域: 昭和 57 年 6 月 29 日以降昭和 59 年 12 月 20 日まで ^{*注 1} ドーナツ現象 第一種区域の指定が住宅防音工事の進捗状況を踏まえ、同区域の指定基準値を段階的に改正（当初 85W、次に 80W、現在 75W）しながら指定してきたこと等から、住宅の建設時期が同一、若しくは、それ以前のものであっても区域によっては対象とならないという現象				
建 替 防 音 工 事	防音工事の助成を受け、10 年経過し建て替えられた住宅（建替前住宅との間に代替性、継続性が認められる場合に限り）を対象とする防音工事				
工 法 是 正 工 事	現在の第Ⅰ工法の防音工事区域において、過去に新規防音工事を第Ⅱ工法で実施された住宅を対象とする第Ⅰ工法による是正工事 第Ⅰ工法の防音工事区域：80W以上の区域 第Ⅱ工法の防音工事区域：75W以上 80W未満の区域				
防音区画改善工事	バリアフリー対応住宅 ^{*注2} 、フレックス対応住宅 ^{*注3} 等を対象に、対象居室（世帯人員が4人までは5居室、5人以上は世帯人員＋1居室）の範囲内で住宅の外郭で行う防音工事 ^{*注 2} バリアフリー対応住宅 住宅内の段差等の障害を取り除いたり、又は廊下等に手すり等の補助器具を設置するなど障害者や高齢者等の生活等に配慮された様式の住宅 ^{*注 3} フレックス対応住宅 浴室、便所、台所等の設備のある部分を除いた居室部分が、可動式の間仕切りによって区画され、家族構成あるいは生活様式の変化に伴って必要とする部屋が自由に変えられる様式の住宅				
外 郭 防 音 工 事	家屋全体を一つの区画とし、その外郭について実施する防音工事で、防音工事実施済住宅であるかどうか及び世帯人員にかかわらず、85W以上の区域に所在する住宅（但し、RC 造集合住宅については 75W以上）を対象として実施する防音工事				
空気調和機器機能復旧工事	防音工事により設置した空気調和機器であって、設置後 10 年以上を経過し、稼働不能又は故障している機器に対する復旧工事				
防 音 建 具 機 能 復 旧 工 事	防音工事により外部開口部に設置した防音建具であって、設置後 10 年以上を経過し、機能が損なわれている防音建具に対する復旧工事				
空 気 調 和 機 器 稼 働 事 業	住宅防音工事実施済住宅に居住する生活保護世帯又は永住帰国した中国残留邦人の世帯に対する防音工事により設置した空気調和機器の稼働に伴う電力量料金等の助成				

5 平成 28 年度航空機騒音調査

(1) 調査概要

ア 調査目的

小松基地周辺における航空機騒音の実態を把握し、騒音対策の一環として行われている住宅防音工事対象地域の見直し及び環境基準類型指定のための基礎資料を得ることを目的とする。

イ 調査期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

ウ 調査地点

国の測定地点 5 地点、県及び市の測定地点 20 地点、計 25 地点(表-15 及び巻末付図参照)

エ 調査実施機関

金沢防衛事務所、石川県、小松市、加賀市、白山市、能美市、川北町

オ 使用機器

デジタル騒音計 21 台(表-15 参照)

リオン社製 NA-37 11 台

NA-36 10 台

カ 測定方法等

騒音の測定は、「航空機騒音に係る環境基準について（昭和 48 年環境庁告示第 154 号）」に準拠して行った。

＜騒音の検出方法＞

- ・単発騒音（単発的に発生する一過性の騒音。飛行騒音など）

65 dB 以上大きいものを測定対象とした。

但し、地点 No. 1 ～ 5 については 70 dB 以上、かつ、継続時間 5 秒間以上のものを測定対象とした。

- ・準定常騒音（長時間にわたって継続し、定常的であるがかなりのレベル変動を伴う騒音。地上騒音）

暗騒音レベルから 10dB 以上大きいもの（300 秒間より大きく継続したもの）を測定対象とした。

なお、騒音発生回数が「0」の日については、便宜上、Lden 0 デシベル又は 0 WECPNL とし測定日数の中に加えて計算した。このほかの測定データは、小松基地の飛行記録（飛行時間帯）と照合し、精度を高めている。

表－15 平成 28 年度航空機騒音測定地点等

(ア) 国の測定地点

5 地点

No.	地点名	担当者	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	3 月	使用機器
①	小松市小島町	国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-1
②	加賀市伊切町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-2
③	加賀市片野町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-3
4	加賀市潮津町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-4
⑤	能美市粟生町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A-5

(イ) 県及び市の測定地点

20 地点

No.	地点名	担当者	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	3 月	使用機器
⑪	小松市高堂町	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-1
12	小松市平面町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-4
⑬	小松市丸の内町	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	E-12
14	小松市白松町	小松市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-5
15	小松市今江町南	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-3
16	小松市大領中町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-6
⑰	小松市日末町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-7
18	小松市串 町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-8
⑱	小松市上牧町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-9
⑳	小松市佐美町	〃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	B-10
21	加賀市豊 町	加賀市		○		○		○		○		○		C-6
22	加賀市小塩辻町	〃	○		○		○		○		○		○	〃
23	能美市西任田町	能美市		○		○		○		○		○		D-7
24	能美市福島町	〃	○		○		○		○		○		○	D-12
26	白山市湊町	県		○		○		○		○		○		E-8
27	能美市大長野町	〃	○		○		○		○		○		○	〃
29	能美市秋常町	〃		○		○		○		○		○		E-9
30	能美市上清水町	〃	○		○		○		○		○		○	〃
⑳	川北町壺ツ屋	〃		○		○		○		○		○		E-11
32	白山市安吉町	〃	○		○		○		○		○		○	〃

注) 1. 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

2. 地点No.13・17・20においては、単発騒音に加えて準定常騒音を測定した。

(ウ) 測定地点

No.	地点名	所在地	施設名
①	小松市小島町	小松市小島町ホ 45-1	小島町公民館
②	加賀市伊切町	加賀市伊切町ヲ 174	伊切町老人集会場
③	加賀市片野町	加賀市片野町 4 の 18 番地 1	片野町公民館
4	加賀市潮津町	加賀市潮津町ロ 132	潮津保育所
⑤	能美市粟生町	能美市粟生町ロ 45	能美市立粟生小学校
⑪	小松市高堂町	小松市高堂町ロ 34 番地	
12	小松市平面町	小松市平面町リ 88 番地 2	平面地区学習等供用施設
⑬	小松市丸の内町	小松市丸の内町 1 丁目 150 番地	丸の内地区学習等供用施設
14	小松市白松町	小松市白江町へ 102 番地	白松地区学習等供用施設
15	小松市今江町南	小松市今江町 8 丁目 287 番地	
16	小松市大領中町	小松市大領中町 1 丁目 390 番地 1	大領中地区学習等供用施設
⑰	小松市日末町	小松市日末町 46-1	日末地区学習等供用施設
18	小松市串 町	小松市串町 6-5 番地	串地区学習等供用施設
⑲	小松市上牧町	小松市上牧町は 2 番地	上牧地区学習等供用施設
⑳	小松市佐美町	小松市佐美町ニ 28 番地	佐美地区学習等供用施設
21	加賀市豊 町	加賀市豊町イ 54-2	
22	加賀市小塩辻町	加賀市小塩辻町ケ 99-4	
23	能美市西任田町	能美市西任田町イ 33	西任田町学習等供用施設
24	能美市福島町	能美市福島町へ 61	能美市立福島保育園
26	白山市湊 町	白山市湊町ヲ 20	白山市湊リフレッシュセンター
27	能美市大長野町	能美市大長野町ロ 58-1	能美市立長野保育園
29	能美市秋常町	能美市秋常町チ 115	能美市教育センター
30	能美市上清水町	能美市上清水町 59	上清水公民館
⑳	川北町壺ツ屋	川北町壺ツ屋ヲ 25-1	川北町立川北小学校
32	白山市安吉町	白山市安吉町 116	社会福祉法人松南福祉会山島保育園

(注) 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

(エ) 使用機器

No.	機種	所有者	No.	機種	所有者	No.	機種	所有者	No.	機種	所有者
A-1	NA-37	国	B-1	NA-36	小松市	B-8	NA-37	小松市	E-8	NA-36	県
A-2	NA-37	国	B-3	NA-36	小松市	B-9	NA-37	小松市	E-9	NA-36	県
A-3	NA-37	国	B-4	NA-36	小松市	B-10	NA-37※	小松市	E-11	NA-36	県
A-4	NA-37	国	B-5	NA-36	小松市	C-6	NA-36	加賀市	E-12	NA-37※	県
A-5	NA-37	国	B-6	NA-37	小松市	D-7	NA-36	能美市			
			B-7	NA-37※	小松市	D-12	NA-36	能美市			

※ 準定常騒音測定対応機種

(2) 調査結果

「航空機騒音に係る環境基準」の基準値が平成 25 年 4 月 1 日から Lden による評価に改正されたことから、騒音調査結果について Lden による評価を行った。

なお、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく新たな区域の指定に係る値が Lden による評価に改正されたが、現在、小松飛行場においては WECPNL により区域指定が継続されているため、WECPNL による評価をあわせて行った。

① Lden による評価

Lden による評価結果は表－16、17、図－2 のとおりである。また、図－3 から図－8 については、No. 1 小松市小島町及び No. 2 加賀市伊切町の比較可能な日のデータによった。また、経年変化は表－18 のとおりである。

表-16 平成28年度航空機騒音調査結果 (Ldenによる評価)

地点 NO	地点名	週間 Lden の範囲	日Lden の年平均值 (ハワー平均)	日Lden の80%レン ジの上端値	単発騒音暴露 レベル(LAE)の 年平均值 (ハワー平均)	日単発騒音 回数の年平 均値	測定週回数	週間Lden 66以上の 週回数 [回]	週間Lden 62~65の 週回数 [回]
		[デシベル]	[デシベル]	[デシベル]	[デシベル]	[回/日]			
①	小松市小島町	41 ~ 71	△ 67	72	67	33	44	24	9
		42 ~ 70	64						
②	加賀市伊切町	49 ~ 67	△ 62	66	61	41	44	1	20
		51 ~ 65	60						
③	加賀市片野町	39 ~ 56	48	52	48	9	44	0	0
		39 ~ 57	49						
4	加賀市潮津町	27 ~ 56	48	53	48	4	44	0	0
		0 ~ 53	47						
⑤	能美市粟生町	35 ~ 54	49	54	48	9	44	0	0
		39 ~ 53	49						
⑪	小松市高堂町	45 ~ 59	54	58	53	25	44	0	0
		47 ~ 61	54						
12	小松市平面町	30 ~ 57	52	57	52	21	44	0	0
		30 ~ 58	53						
⑬	小松市丸の内町	48 ~ 71	67	72	67	70	44	25	11
		47 ~ 72	67						
14	小松市白松町	20 ~ 55	50	56	50	20	44	0	0
		23 ~ 56	51						
15	小松市今江町南	30 ~ 55	50	55	50	25	44	0	0
		28 ~ 55	50						
16	小松市大領中町	34 ~ 60	56	60	56	31	44	0	0
		27 ~ 61	55						
⑰	小松市日末町	42 ~ 64	60	65	60	50	44	0	9
		44 ~ 64	60						
18	小松市串町	29 ~ 55	51	56	51	25	44	0	0
		32 ~ 54	50						
⑲	小松市上牧町	51 ~ 71	67	72	67	63	40	26	8
		50 ~ 70	66						
⑳	小松市佐美町	50 ~ 69	65	70	65	75	44	15	22
		48 ~ 68	64						
21	加賀市豊町	37 ~ 53	△ 45	48	44	7	20	0	0
		0 ~ 48	41						
22	加賀市小塩辻町	30 ~ 51	46	49	45	14	24	0	0
		0 ~ 50	45						
23	能美市西任田町	38 ~ 55	△ 50	53	50	6	20	0	0
		29 ~ 54	47						
24	能美市福島町	31 ~ 53	▼ 48	53	48	6	20	0	0
		43 ~ 57	50						
26	白山市湊町	26 ~ 50	△ 46	51	47	3	17	0	0
		31 ~ 50	43						
27	能美市大長野町	26 ~ 53	46	46	45	6	23	0	0
		33 ~ 51	46						
29	能美市秋常町	40 ~ 52	47	51	47	12	20	0	0
		39 ~ 51	46						
30	能美市上清水町	35 ~ 51	46	51	45	12	23	0	0
		40 ~ 52	47						
⑳	川北町壺ツ屋	36 ~ 53	47	50	47	12	20	0	0
		41 ~ 53	47						
32	白山市安吉町	35 ~ 49	45	49	44	11	23	0	0
		40 ~ 51	46						

注) 1. 表中2段の欄は 平成28年度分 である。

平成27年度分

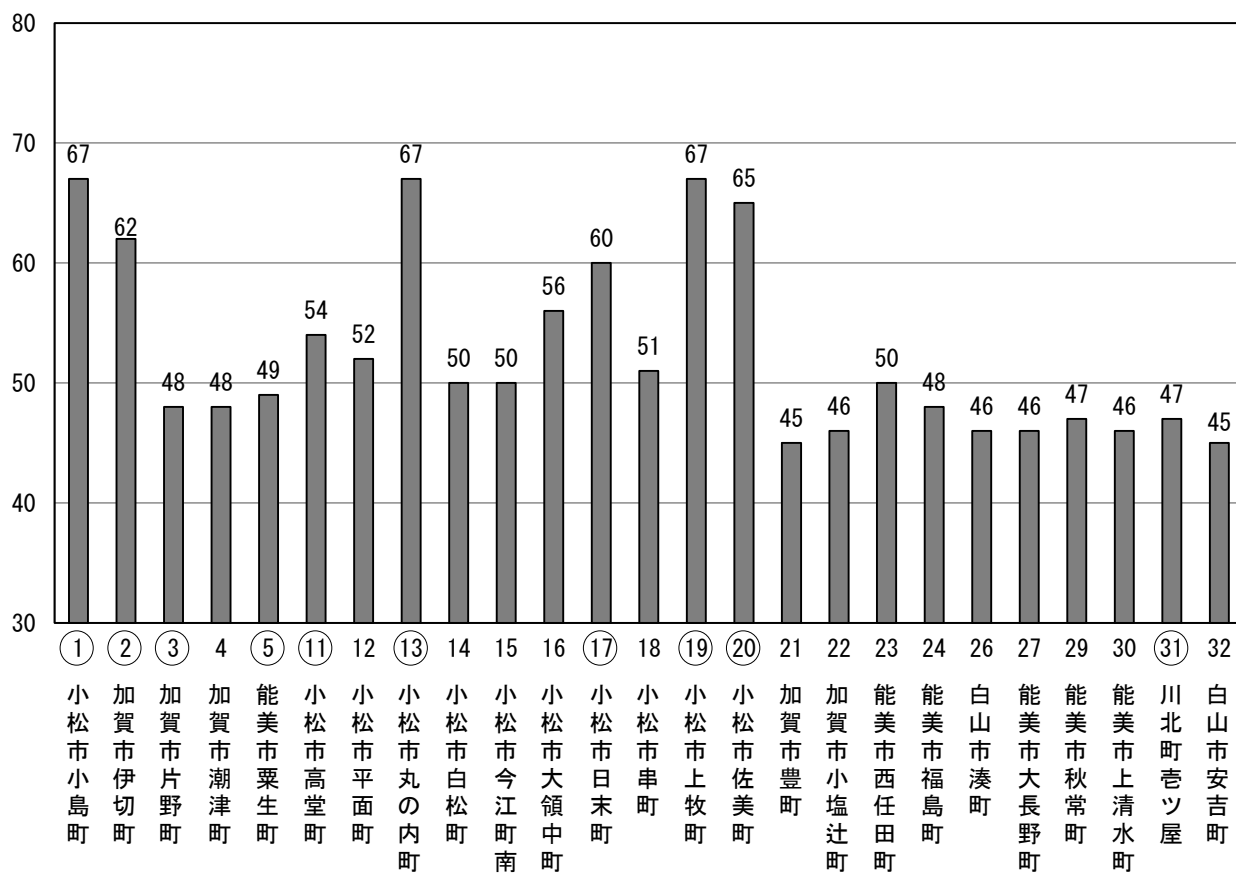
2. 日Ldenの年平均值欄の△は前年度より2dB以上増加、▼は前年度より2dB以上減少したことを示す。

3. 環境基準値と比較する場合は、「日Ldenの年平均值」で行う。

4. 「日Ldenの80%レンジの上端値」は、日データが100個あった場合の高い方から10番目のデータ(90%タイル値)である。防衛省の騒音コンターを求める際の基準となる方法では、少ない方から数えて1年間の90%に相当する日を標準飛行回数としてLdenを算出するため、便宜上、ほぼ同等の値として示した。

5. 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

6. 週間Ldenについては、測定日数4日未満の場合は評価の対象から除外した。



(注) 地点 No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

図－2 各測定点における騒音の評価 (日 Lden の年平均値)

表-17 平成28年度航空機騒音測定結果（週Lden）

地点 期間		①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	㉓	32
		小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町壱ツ屋	白山市安吉町
4月	3～9日	65	62	52	47	48	52	49	65	48	48	51	61	49	66	67		48		49		40		45		45
	10～16日	67	61	47	44	47	53	53	67	52	51	53	60	50	67	66		46		48		45		45		44
	17～23日	60	63	43	51	51	54	47	62	47	49	55	63	52	64	69		47		50		43		49		47
	24～30日	67	58	47	39	46	53	54	67	52	51	54	60	51	66	64		46		47		51		44		41
5月	3～9日	41	49	39	36	46	49	30	49	20	30	34	43	29	53	50	37		38		26		42		46	
	10～16日	63	61	46	47	53	58	54	66	49	48	53	59	48	66	65	42		55		45		52		53	
	17～23日	69	61	48	41	50	57	56	70	53	51	54	61	51	69	64	45		52		45		48		43	
	24～30日	60	67	52	56	46	52	48	64	48	48	57	59	50	65	64	53		46		45		42		44	
6月	3～9日	67	59	46	43	52	59	55	69	51	47	51	56	48	69	61		45		--		53		48		44
	10～16日	64	60	45	42	49	53	48	65	46	46	50	59	48	66	65		42		--		41		46		44
	17～23日	67	63	49	48	54	57	53	68	50	49	53	59	50	69	65		45		--		51		50		49
	24～30日	68	60	49	38	53	59	55	69	52	49	54	59	50	69	64		45		--		53		51		47
7月	3～9日	63	62	46	51	52	55	51	65	51	50	56	61	51	66	68	48		51		41		48		49	
	10～16日	63	63	44	48	51	57	56	68	53	51	56	60	52	67	66	41		52		45		50		50	
	17～23日	71	61	47	41	43	50	53	68	51	50	53	61	50	68	64	41		43		42		40		39	
	24～30日	55	64	47	51	51	54	46	58	48	49	55	62	51	64	68	45		47		46		47		50	
8月	3～9日	69	62	48	45	50	56	56	69	52	48	52	60	50	68	64		44		48		51		47		42
	10～16日	62	54	42	27	38	45	39	57	38	40	41	51	39	57	51		37		36		26		40		40
	17～23日	65	60	43	41	35	48	50	65	47	45	47	56	46	64	59		30		45		40		35		35
	24～30日	66	61	44	49	49	56	51	66	48	49	54	60	49	68	64		37		46		47		46		44
9月	3～9日	70	65	51	50	51	57	56	70	54	52	58	62	53	70	66	41		53		50		49		52	
	10～16日	71	64	54	46	51	57	57	71	55	55	56	64	55	71	65	46		55		49		47		45	
	17～23日	61	62	56	42	45	53	45	62	41	51	48	59	49	61	59	44		51		44		42		36	
	24～30日	68	61	49	47	49	56	54	69	51	48	57	60	51	69	64	44		54		50		49		46	
10月	3～9日	68	61	49	45	47	52	51	67	52	50	56	62	50	66	65		46		49		40		44		43
	10～16日	67	63	49	51	43	51	53	68	52	52	57	61	52	67	65		51		52		40		44		42
	17～23日	70	62	49	44	44	52	54	70	52	51	57	61	52	70	64		46		51		42		43		41
	24～30日	68	63	50	47	50	54	53	68	52	53	58	62	52	67	66		48		53		42		46		45
11月	3～9日	68	63	48	50	45	51	52	67	50	51	54	61	53	67	64	43		46		47		43		46	
	10～16日	69	62	47	48	48	52	53	68	53	53	60	62	53	67	66	45		43		49		47		47	
	17～23日	68	62	48	49	46	51	52	67	51	52	58	60	52	67	64	43		46		44		43		44	
	24～30日	70	61	48	44	46	53	55	69	54	53	56	61	54	69	65	44		45		39		42		45	
12月	3～9日	65	60	47	49	49	53	50	64	50	49	57	61	51	64	65		45		45		39		47		46
	10～16日	67	63	49	49	45	52	53	67	52	53	57	61	53	67	66		47		50		41		44		43
	17～23日	53	62	39	50	49	55	45	57	47	50	59	61	51	62	66		45		45		40		48		49
	24～30日	48	59	44	47	42	46	36	52	38	36	48	55	40	51	58		44		31		(31)		(43)		(42)
1月	3～9日	67	58	44	41	41	48	51	65	50	50	52	59	51	64	62	41		39		36		40		41	
	10～16日	53	60	40	51	48	51	44	55	47	51	55	60	50	59	66	42		45		*38		46		47	
	17～23日	67	60	47	46	46	52	53	66	52	52	56	62	54	65	66	43		44		--		43		45	
	24～30日	61	61	41	49	49	53	47	60	48	52	59	61	53	61	65	40		47		--		47		49	
3月	3～9日	60	62	46	54	50	52	49	62	49	51	57	61	51	--	66		49		47		39		46		46
	10～16日	64	63	46	53	50	53	51	65	50	53	60	63	54	--	67		50		46		42		46		45
	17～23日	68	61	49	49	46	52	53	67	52	51	54	60	54	--	65		49		49		39		44		42
	24～30日	47	51	41	36	41	46	36	48	34	38	38	42	37	*52	51		43		37		29		41		40
週Ldenの最小		41	49	39	27	35	45	30	48	20	30	34	42	29	51	50	37	30	38	31	26	26	40	35	36	35
週Ldenの最大		71	67	56	56	54	59	57	71	55	55	60	64	55	71	69	53	51	55	53	50	53	52	51	53	49
日Ldenの年平均値		67	62	48	48	49	54	52	67	50	50	56	60	51	67	65	45	46	50	48	46	46	47	46	47	45

(注) 1 地点欄の○印は、当該地点が、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

2 () 内は、測定日数7日間のうち、4日未満である。

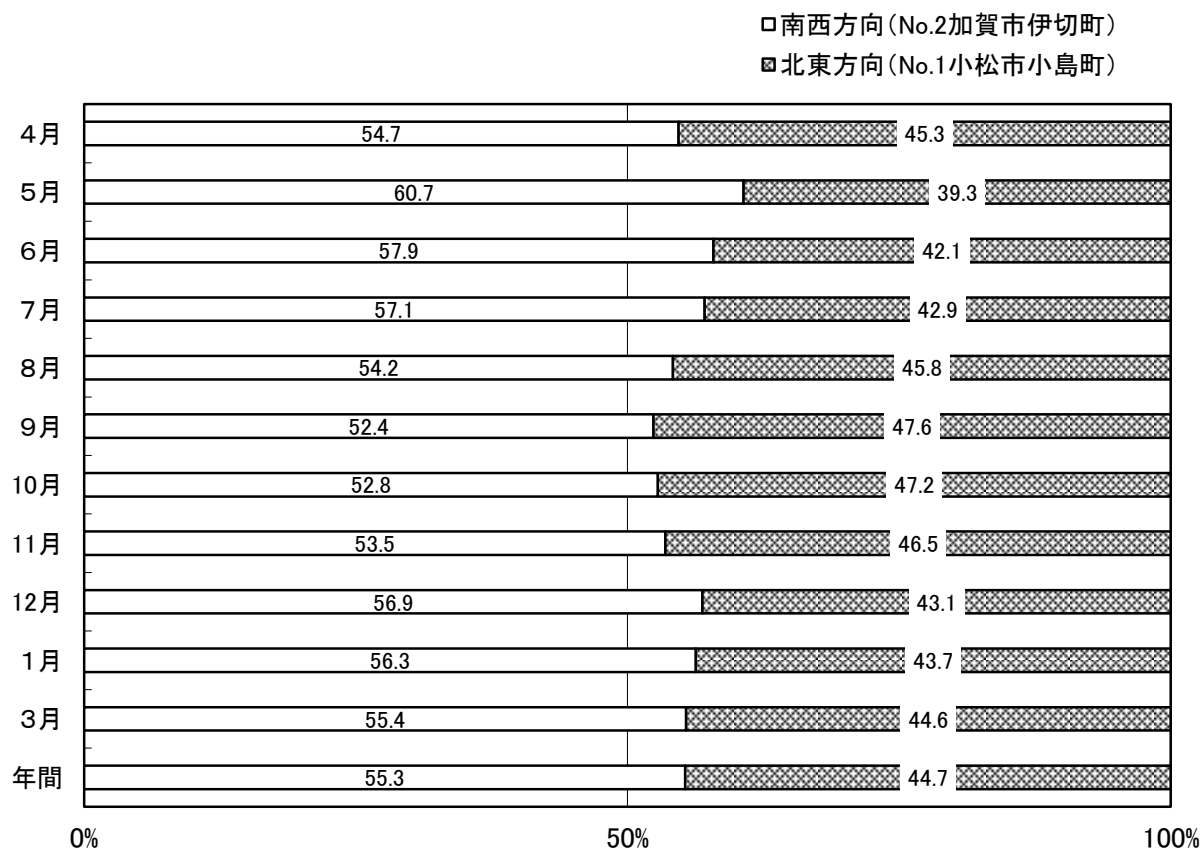
3 *印は、測定日数が1日のみのものである。

4 本表に記載のLdenは単発騒音（単発的に発生する一過性の騒音）の測定結果のみから集計したものであり、準定常騒音（長時間にわたって継続し、定常的であるがかなりのレベル変動を伴う騒音）は考慮していない。

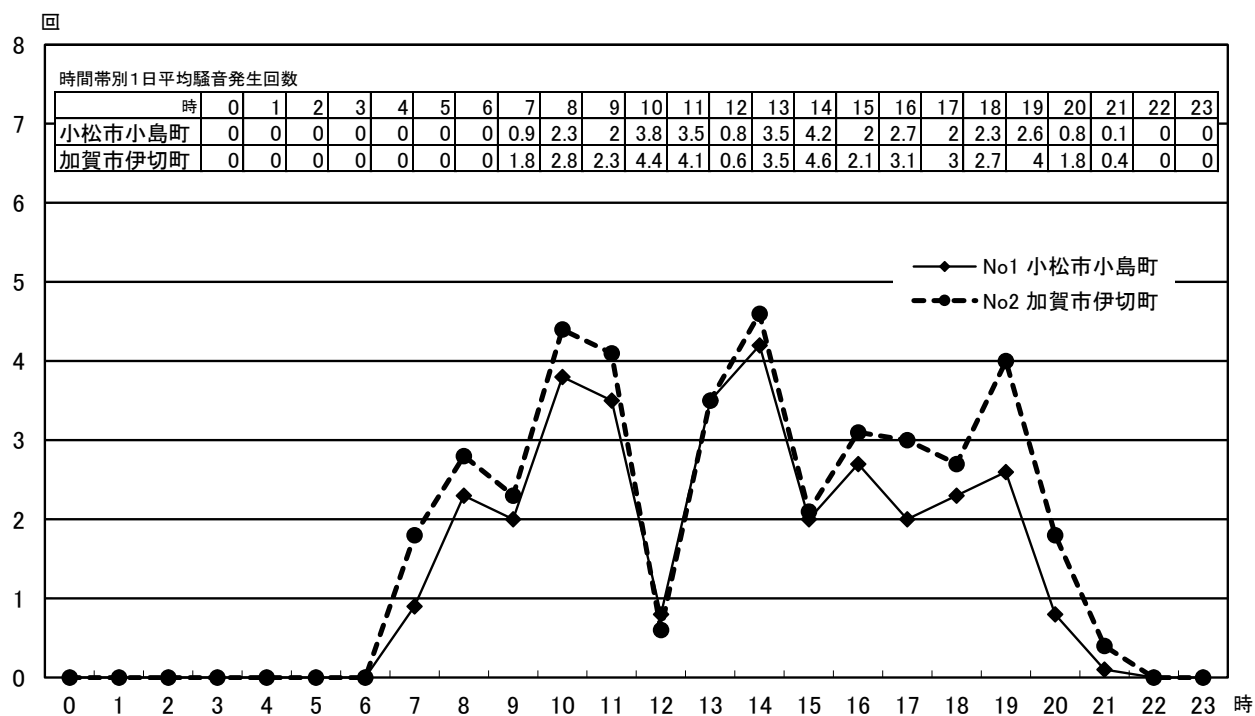
表－18 航空機騒音の経年変化（日 Lden の年平均値）

地点No.	①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	⑳	32
地名	小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町壱ツ屋	白山市安吉町
平成24年度	65	62	49	48	49	53	51	67	50	46	54	58	50	68	65	43	45	46	46	43	39	45	47	50	47
25	62	60	48	48	50	54	51	67	50	48	56	58	50	67	65	43	45	45	49	43	44	46	48	50	46
26	62	61	50	48	49	55	53	69	51	51	55	59	51	68	64	43	45	50	51	47	44	47	47	49	45
27	64	60	49	47	49	54	53	67	51	50	55	60	50	66	64	41	45	47	50	43	46	46	47	47	46
28	67	62	48	48	49	54	52	67	50	50	56	60	51	67	65	45	46	50	48	46	46	47	46	47	45

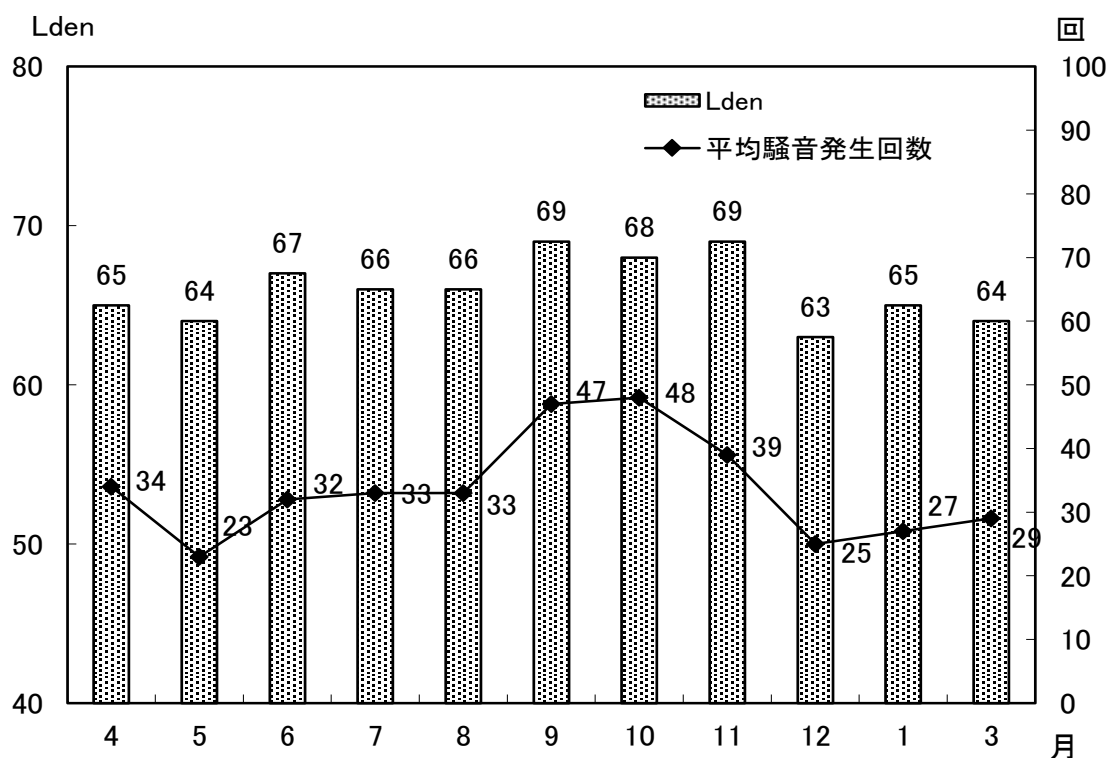
（注） 1 地点No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。



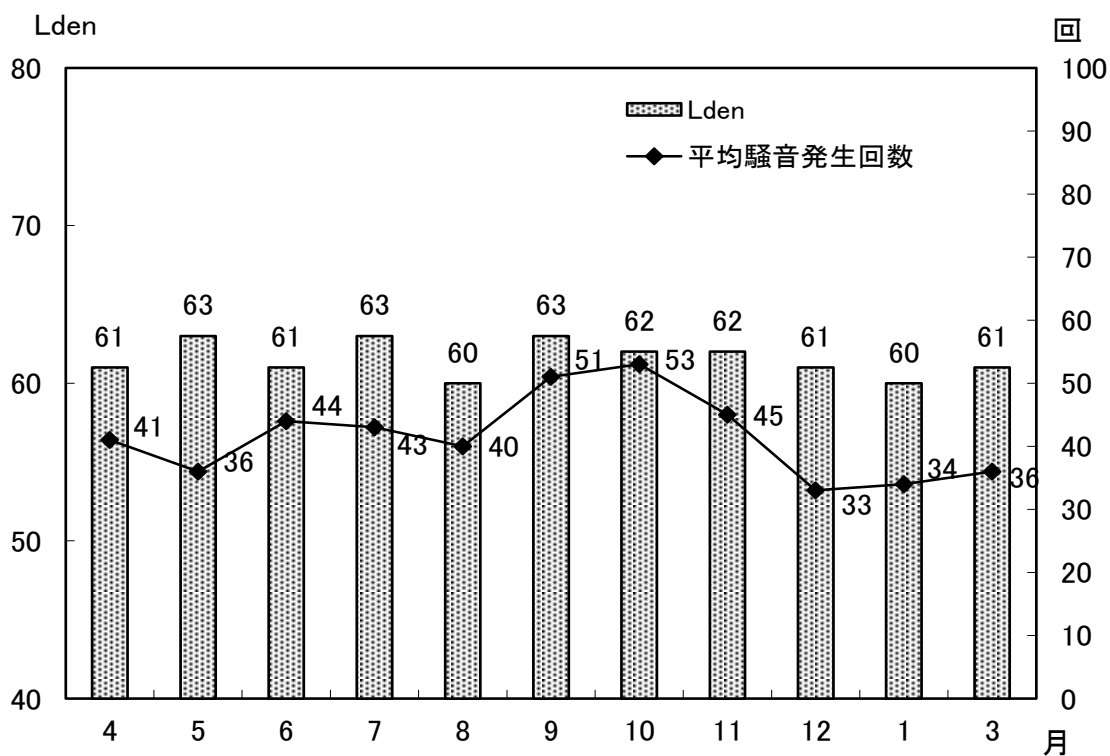
図－3 常時測定点における方向別騒音発生割合



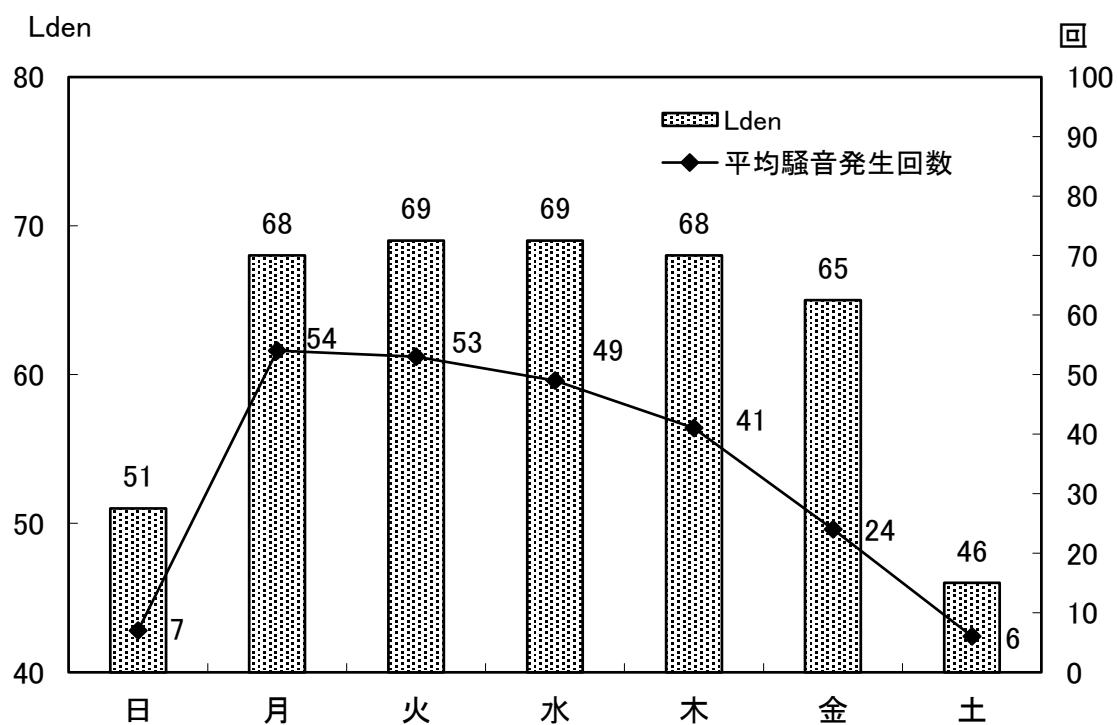
図－4 常時測定点における時間帯別1日平均騒音発生回数



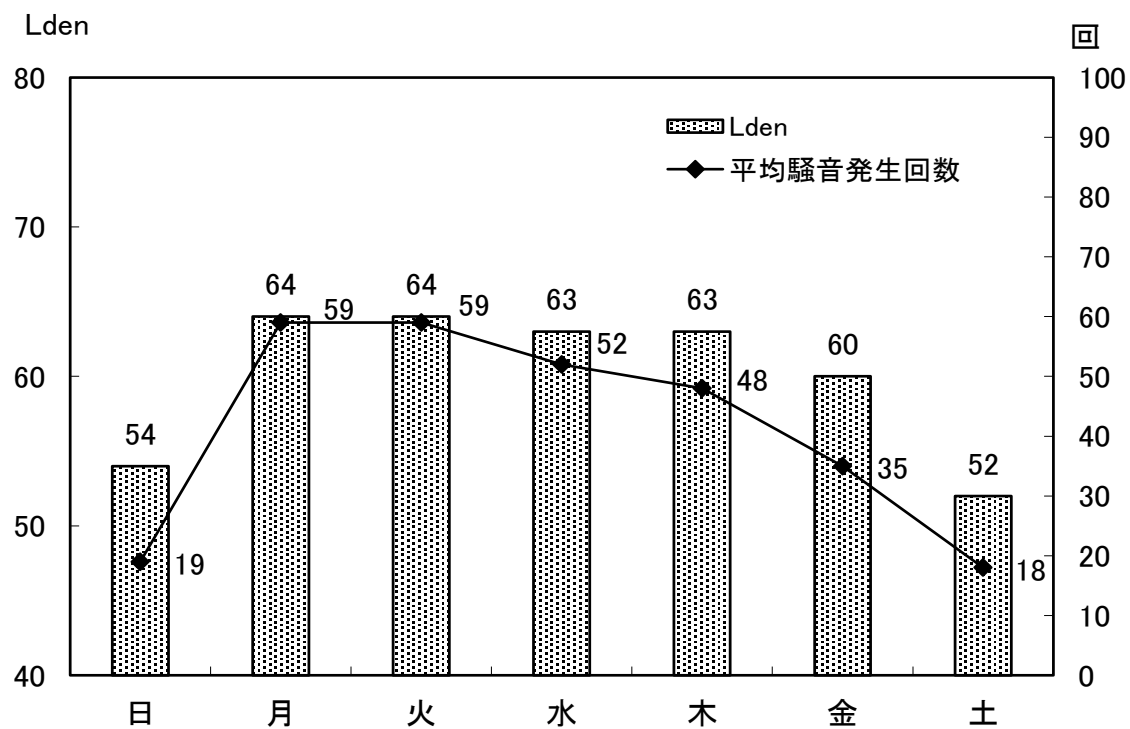
図－５ 常時測定点における月別１日平均騒音発生回数と Lden
(No. 1 小松市小島町)



図－６ 常時測定点における月別１日平均騒音発生回数と Lden
(No. 2 加賀市伊切町)



図－7 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 1 小松市小島町)



図－8 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と Lden
(No. 2 加賀市伊切町)

② WECPNL による評価

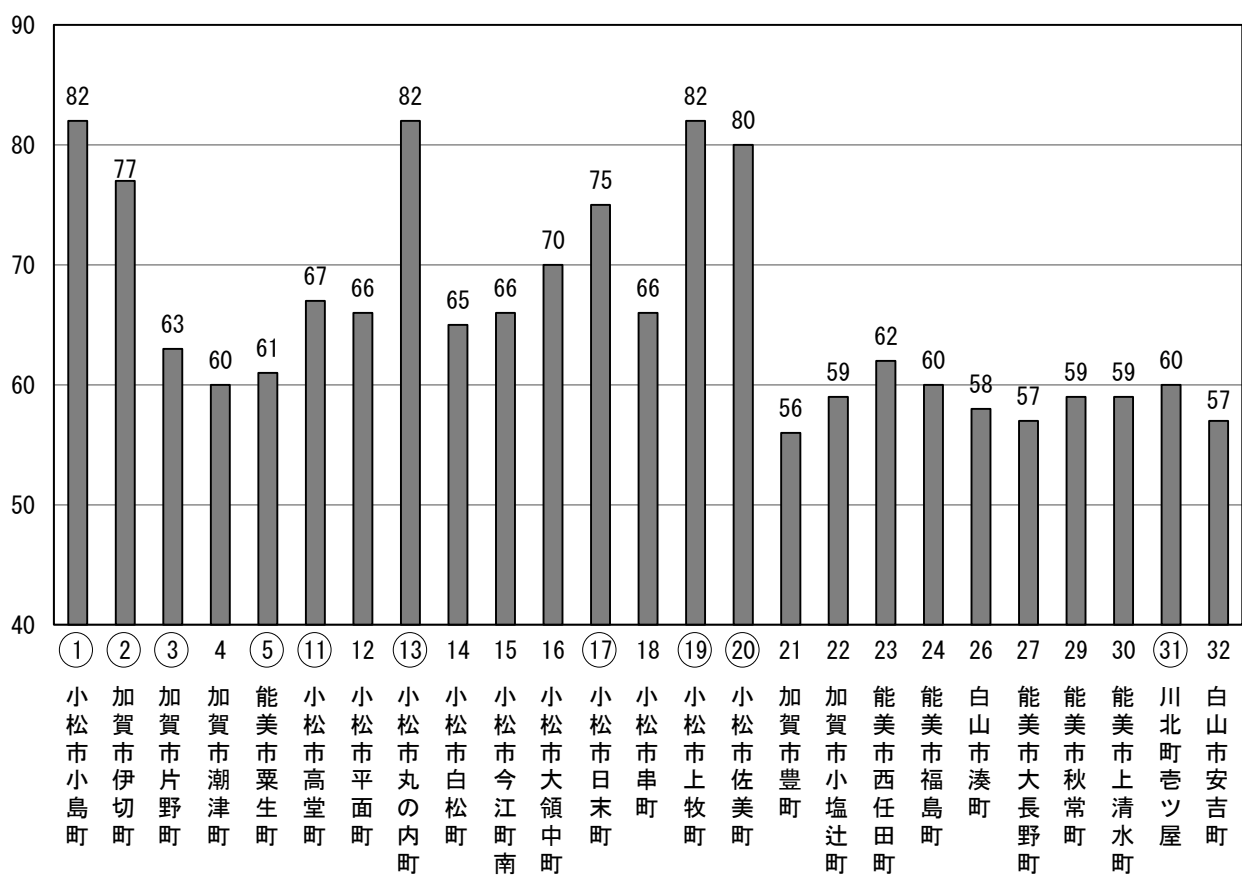
WECPNL による評価結果は表－19、20 及び図－9 から図－13 のとおりである。また、経年変化は表－21 のとおりである。

表－19 平成 28 年度航空機騒音調査結果（平均値等による評価 WECPNL）

地点 NO	地点名	週間 WECPNL の範囲	日WECPNL の年平均値 (ハワー平均)	日WECPNL の80%レン ジの上端値	騒音レベル (dBA)の 年平均値 (ハワー平均)	修正機数の 年平均値	測定週回数	週間WECPNL 80以上の 週回数 [回]	週間WECPNL 75～79の 週回数 [回]
		[WECPNL]	[WECPNL]	[WECPNL]	[デシベル]	[機/日]			
①	小松市小島町	53 ～ 86	△ 82	87	90	41	44	28	9
		53 ～ 85	79						
②	加賀市伊切町	63 ～ 81	77	81	85	54	44	2	31
		66 ～ 81	76						
③	加賀市片野町	52 ～ 73	63	65	77	12	44	0	0
		52 ～ 72	64						
4	加賀市潮津町	37 ～ 67	60	65	78	5	44	0	0
		0 ～ 68	60						
⑤	能美市粟生町	47 ～ 65	61	66	77	12	44	0	0
		51 ～ 67	62						
⑪	小松市高堂町	58 ～ 71	▼ 67	71	78	31	44	0	0
		58 ～ 77	69						
12	小松市平面町	45 ～ 71	66	71	77	25	44	0	0
		42 ～ 71	66						
⑬	小松市丸の内町	61 ～ 86	82	87	88	87	44	28	9
		60 ～ 87	82						
14	小松市白松町	36 ～ 69	65	70	76	22	44	0	0
		37 ～ 70	65						
15	小松市今江町南	44 ～ 72	66	71	76	30	44	0	0
		41 ～ 70	65						
16	小松市大領中町	48 ～ 76	70	75	79	37	44	0	1
		43 ～ 74	69						
⑰	小松市日末町	55 ～ 79	75	80	83	62	44	0	30
		48 ～ 79	75						
18	小松市串町	42 ～ 71	66	71	77	29	44	0	0
		44 ～ 69	65						
⑲	小松市上牧町	65 ～ 86	82	87	88	79	40	30	7
		65 ～ 85	81						
⑳	小松市佐美町	60 ～ 84	80	85	86	90	44	27	11
		59 ～ 83	80						
21	加賀市豊町	49 ～ 63	△ 56	61	73	10	20	0	0
		0 ～ 62	54						
22	加賀市小塩辻町	42 ～ 63	59	62	72	19	24	0	0
		0 ～ 65	58						
23	能美市西任田町	49 ～ 69	△ 62	66	81	8	20	0	0
		40 ～ 64	59						
24	能美市福島町	43 ～ 63	▼ 60	65	77	7	20	0	0
		54 ～ 68	62						
26	白山市湊町	37 ～ 64	△ 58	62	77	3	17	0	0
		45 ～ 62	55						
27	能美市大長野町	41 ～ 64	▼ 57	59	74	7	23	0	0
		45 ～ 67	59						
29	能美市秋常町	52 ～ 63	59	63	74	15	20	0	0
		51 ～ 63	58						
30	能美市上清水町	47 ～ 63	▼ 59	64	73	17	23	0	0
		53 ～ 67	62						
③①	川北町壱ツ屋	48 ～ 66	60	63	74	16	20	0	0
		53 ～ 66	61						
32	白山市安吉町	47 ～ 62	▼ 57	61	71	14	23	0	0
		52 ～ 67	59						

注) 1. 表中 2 段の欄は $\frac{\text{平成28年度分}}{\text{平成27年度分}}$ である。

2. 日WECPNLの年平均値欄の△は前年度より2WECPNL以上増加、▼は前年度より2WECPNL以上減少したことを示す。
3. 改正前の環境基準値と比較する場合は、「日WECPNLの年平均値」で行う。
4. 「日WECPNLの80%レンジの上端値」は、日データが100個あった場合の高い方から10番目のデータ(90%タイル値)である。旧防衛施設庁の騒音コンターを求める際の基準となる方法では、少ない方から数えて1年間の90%に相当する日を標準飛行回数としてWECPNLを算出するため、便宜上、ほぼ同等の値として示した。
5. 地点No欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。
6. 週間WECPNLについては、測定日数4日未満の場合は評価の対象から除外した。



(注) 地点 No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

図－9 各測定点における騒音の評価 (日 WECPNL の年平均値)

表-20 平成28年度航空機騒音測定結果（週 WECPNL）

地点 期間		①	②	③	4	⑤	①	12	③	14	15	16	①	18	①	②	21	22	23	24	26	27	29	30	③	32
		小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市粟生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町壱ツ屋	白山市安吉町
4月	3～9日	80	77	67	59	60	66	64	80	63	63	67	76	64	81	82		61		60		53		58		57
	10～16日	82	76	61	57	62	67	68	83	67	66	68	75	65	82	82		60		60		56		59		57
	17～23日	75	76	56	65	65	68	60	77	59	64	70	77	66	80	84		58		62		56		63		59
	24～30日	82	74	59	50	59	66	67	82	66	66	69	75	66	81	79		58		58		64		57		52
5月	3～9日	53	63	52	48	58	62	45	62	36	44	48	55	42	67	61	49		49		37		54		57	
	10～16日	78	75	59	59	64	70	64	79	61	63	68	74	62	80	80	54		62		60		62		65	
	17～23日	84	78	62	54	59	68	69	85	67	66	70	76	66	85	79	57		63		55		58		54	
	24～30日	75	78	62	64	60	66	62	78	62	61	72	71	64	79	76	63		60		56		55		55	
6月	3～9日	82	74	59	57	62	68	66	83	65	62	67	71	62	83	76		58		--		61		58		56
	10～16日	80	74	58	54	62	66	63	80	61	61	65	72	62	82	80		56		--		53		59		57
	17～23日	83	77	60	57	65	70	64	82	64	63	68	73	65	83	80		57		--		60		63		62
	24～30日	83	76	63	52	64	70	67	84	66	65	69	73	65	84	79		58		--		63		62		60
7月	3～9日	77	76	57	61	64	68	64	80	64	63	69	75	65	81	83	56		62		52		61		62	
	10～16日	78	77	57	60	63	69	67	82	66	64	70	76	66	82	82	52		62		54		61		65	
	17～23日	86	78	61	55	55	64	67	83	66	65	69	76	65	83	79	54		58		54		54		52	
	24～30日	70	78	59	63	63	68	59	72	62	63	70	77	65	80	83	58		60		59		60		64	
8月	3～9日	84	79	62	56	58	66	68	84	66	63	67	75	65	83	79		56		61		64		57		55
	10～16日	77	70	55	37	51	58	55	72	53	52	58	63	53	72	65		49		48		41		51		52
	17～23日	80	75	56	53	47	60	64	79	62	61	63	71	61	79	74		42		56		54		47		47
	24～30日	81	77	56	61	63	70	65	81	63	62	68	74	64	84	80		49		60		59		61		58
9月	3～9日	86	81	66	61	65	70	69	86	68	68	72	77	69	86	81	51		65		60		63		66	
	10～16日	86	80	69	60	63	71	71	86	69	72	72	79	71	86	80	59		69		61		59		57	
	17～23日	77	78	73	58	59	70	61	78	57	68	64	75	64	77	74	58		66		57		55		48	
	24～30日	83	76	65	58	59	69	67	84	64	63	72	74	66	84	79	57		66		60		59		57	
10月	3～9日	83	77	61	57	58	65	65	81	66	64	70	76	64	81	80		58		60		52		56		55
	10～16日	82	79	61	63	56	64	66	83	65	67	71	76	67	82	81		63		63		52		58		54
	17～23日	85	78	63	58	57	65	67	84	66	66	71	76	67	84	80		59		62		54		57		53
	24～30日	83	78	65	60	63	68	67	83	67	68	71	78	67	82	81		62		63		54		60		57
11月	3～9日	83	78	62	63	57	64	66	82	65	66	69	76	67	82	79	55		58		57		55		58	
	10～16日	84	77	59	60	61	66	67	83	67	68	74	78	68	82	81	57		55		64		59		60	
	17～23日	83	77	63	61	58	64	65	82	65	67	72	75	68	82	79	55		60		55		56		57	
	24～30日	85	77	62	58	60	67	71	85	69	70	71	77	69	84	81	57		57		55		54		59	
12月	3～9日	80	74	64	61	62	66	64	79	64	65	73	75	66	80	80		58		57		51		60		57
	10～16日	81	79	63	62	58	66	67	82	66	68	72	76	68	82	80		59		61		54		57		55
	17～23日	68	75	52	61	62	68	58	72	61	64	73	76	65	78	81		57		56		51		61		60
	24～30日	61	69	57	57	54	59	48	62	51	49	58	66	48	65	68		56		43		(43)		(54)		(53)
1月	3～9日	82	74	58	54	52	61	64	80	63	65	67	73	66	79	78	54		50		51		52		53	
	10～16日	69	74	53	63	61	65	57	70	60	65	70	75	64	76	81	54		57		*50		58		58	
	17～23日	82	75	62	58	58	65	67	81	66	68	71	76	69	81	81	56		56		--		55		57	
	24～30日	75	74	54	60	62	69	60	75	62	68	76	77	69	78	81	53		59		--		61		62	
3月	3～9日	74	76	60	67	63	66	63	78	63	67	72	77	65	--	82		61		60		51		59		58
	10～16日	78	79	59	65	64	67	66	79	65	69	74	78	68	--	83		62		57		55		60		57
	17～23日	83	76	63	62	59	66	68	83	66	66	70	76	69	--	80		61		61		52		57		54
	24～30日	60	66	54	48	53	59	49	61	44	52	52	56	51	*66	60		55		50		41		53		52
週WECPNLの最小		53	63	52	37	47	58	45	61	36	44	48	55	42	65	60	49	42	49	43	37	41	52	47	48	47
週WECPNLの最大		86	81	73	67	65	71	71	86	69	72	76	79	71	86	84	63	63	69	63	64	64	63	63	66	62
日WECPNLの年平均値		82	77	63	60	61	67	66	82	65	66	70	75	66	82	80	56	59	62	60	58	57	59	59	60	57

(注) 1 地点欄の○印は、当該地点が、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

2 () 内は、測定日数7日間のうち、4日未満であることを示す。

3 *印は、測定日数が1日のみのものである。

表－21 航空機騒音の経年変化（日 WECPNL の年平均値）

地点No.	①	②	③	4	⑤	⑪	12	⑬	14	15	16	⑰	18	⑱	⑳	21	22	23	24	26	27	29	30	③①	32
地点名	小松市小島町	加賀市伊切町	加賀市片野町	加賀市潮津町	能美市栗生町	小松市高堂町	小松市平面町	小松市丸の内町	小松市白松町	小松市今江町南	小松市大領中町	小松市日末町	小松市串町	小松市上牧町	小松市佐美町	加賀市豊町	加賀市小塩辻町	能美市西任田町	能美市福島町	白山市湊町	能美市大長野町	能美市秋常町	能美市上清水町	川北町壱ツ屋	白山市安吉町
昭和60年度	77	84	74	66	72	78	68		66		64	80	67				66	70	67	67	61			71	65
61	76	84	74	69	73	75	67		64		65	79	70				64	65	66	65	59			71	66
62	79	84	74	68	71	76	69		66	73	71	78	67			63	61	67	67	65	65	66		71	67
63	79	85	76	66	74	77	73		70	71	72	82	65			63	61	66	68	65	65	69		75	69
平成元年度	80	84	74	68	70	73	64		65	69	72	77	65			62	65	66	66	65	62	66		73	68
2	82	84	75	67	71	76	66		65	64	67	78	64			64	65	66	68	62	60	65		73	67
3	81	80	74	68	70	73	66		65	66	68	78	65			62	62	71	64	61	60	65	65	74	65
4	80	79	74	66	71	71	67		65	68	69	77	65			64	64	66	65	62	62	65	66	72	66
5	80	82	72	65	70	73	65		65	66	67	76	65			61	67	65	66	63	59	63	67	72	67
6	80	82	73	66	70	73	63		62	67	69	77	65			62	66	64	64	65	61	64	65	71	64
7	79	82	72	67	72	74	63		64	67	69	79	66			63	65	66	66	63	62	67	70	74	65
8	79	81	73	64	69	74	66		65	67	68	78	66			63	63	66	64	66	62	63	66	69	61
9	79	78	65	63	63	71	63		63	71	68	77	64			61	62	62	64	61	58	63	65	66	62
10	81	79	67	63	62	72	64		64	69	67	77	66			61	63	61	64	61	59	62	65	64	61
11	80	76	65	65	62	71	64		65	68	70	76	66			59	63	63	64	62	60	62	66	67	61
12	81	76	67	65	63	73	65		67	64	70	76	63			63	62	65	65	62	62	62	66	65	62
13	78	77	67	65	63	70	65		63	64	68	75	63			58	63	64	61	63	61	62	65	66	63
14	80	78	71	64	64	71	63		64	64	70	76	66			60	65	66	61	65	60	62	65	65	59
15	80	76	68	63	64	71	64		66	64	68	76	65			59	63	64	63	64	61	62	65	67	60
16	79	77	66	64	69	71	62		66	63	69	76	66			60	63	63	63	63	60	65	65	66	64
17	81	77	66	63	66	71	62		63	64	68	77	65			58	62	65	66	57	61	63	62	63	63
18	79	77	68	64	66	71	64		65	59	67	72	65			55	61	65	62	59	59	63	60	63	55
19	82	77	63	63	64	69	64	84	66	61	66	74	61		83	56	62	61	63	57	58	59	61	63	57
20	81	77	64	60	64	68	63	81	63	59	65	74	56		79	56	62	61	62	57	56	58	61	63	57
21	82	78	64	62	63	69	63	81	61	59	66	71	62	82	80	56	61	59	62	56	54	57	62	60	59
22	82	78	64	62	64	69	62	82	64	59	65	71	61	83	81	56	60	60	63	54	54	59	60	63	57
23	80	76	62	58	63	66	61	80	63	54	63	68	58	80	76	53	58	58	57	53	51	57	60	61	58
24	80	77	63	60	63	67	65	82	63	61	69	73	65	83	80	55	58	61	59	55	51	58	61	63	60
25	77	75	63	59	63	68	65	83	64	63	70	73	64	83	80	55	58	58	61	56	59	59	62	63	60
26	76	77	65	60	63	69	66	85	65	65	69	74	66	84	80	56	57	62	62	59	56	60	60	63	60
27	79	76	64	60	62	69	66	82	65	65	69	75	65	81	80	54	58	59	62	55	59	58	62	61	59
28	82	77	63	60	61	67	66	82	65	66	70	75	66	82	80	56	59	62	60	58	57	59	59	60	57

- (注) 1 地点No.の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。
- 2 No.5の能美市栗生町は、平成9年度に第一種区域の内側から外側へ移動し、平成16年度に再び区域の内側へ移動している。
- 3 No.16は、平成11年度より小松市大領中町から白嶺町へ移動し、平成13年度から再び大領中町に移動した。
- 4 No.26は、平成21年10月までの測定は白山市美川和波町で、平成21年12月からの測定は白山市湊町で実施した。

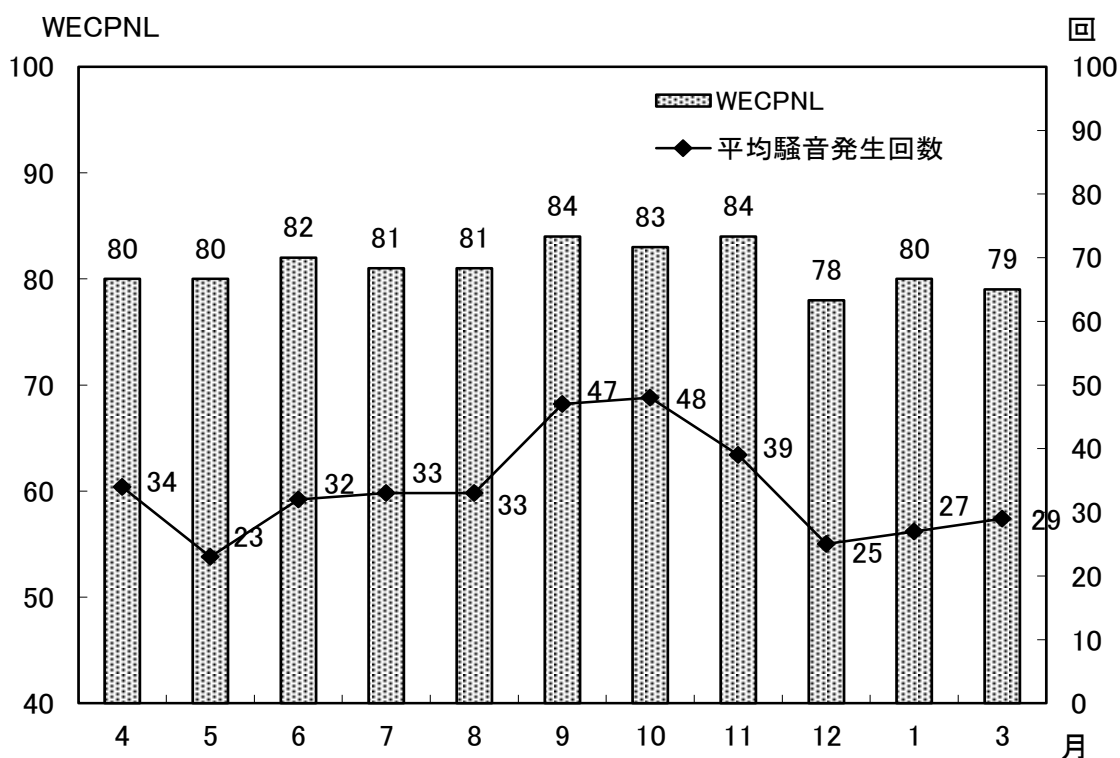


図-10 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No. 1 小松市小島町)

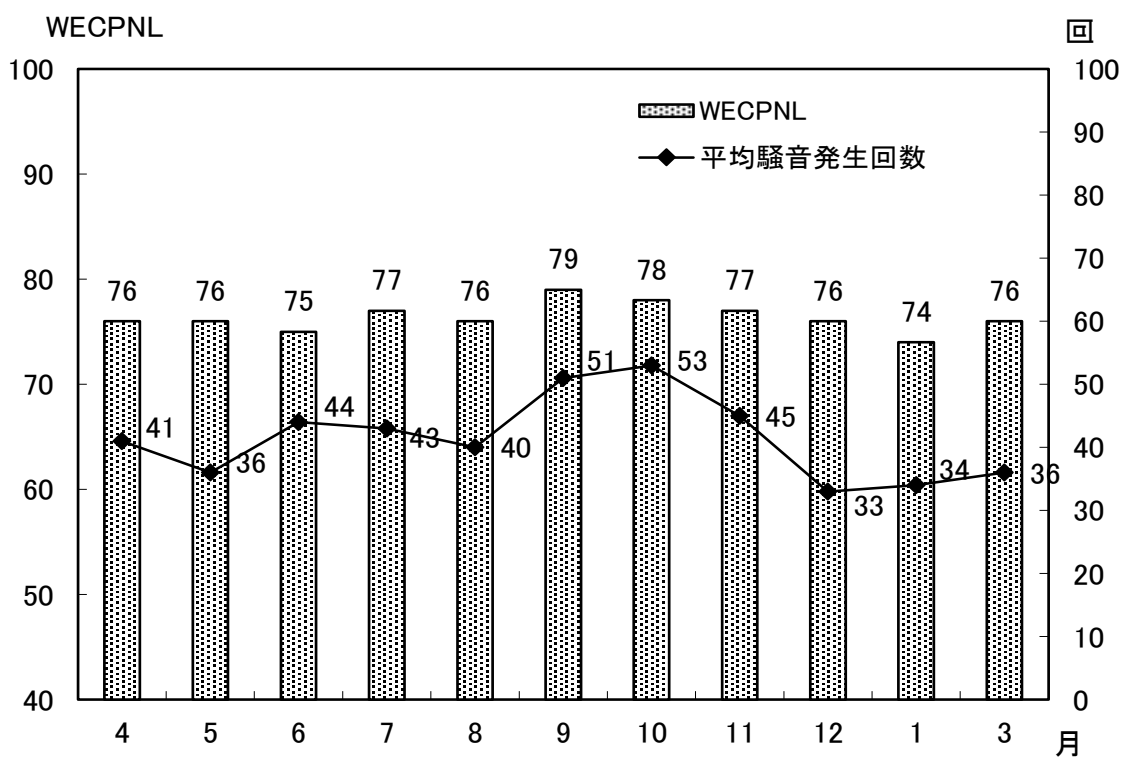
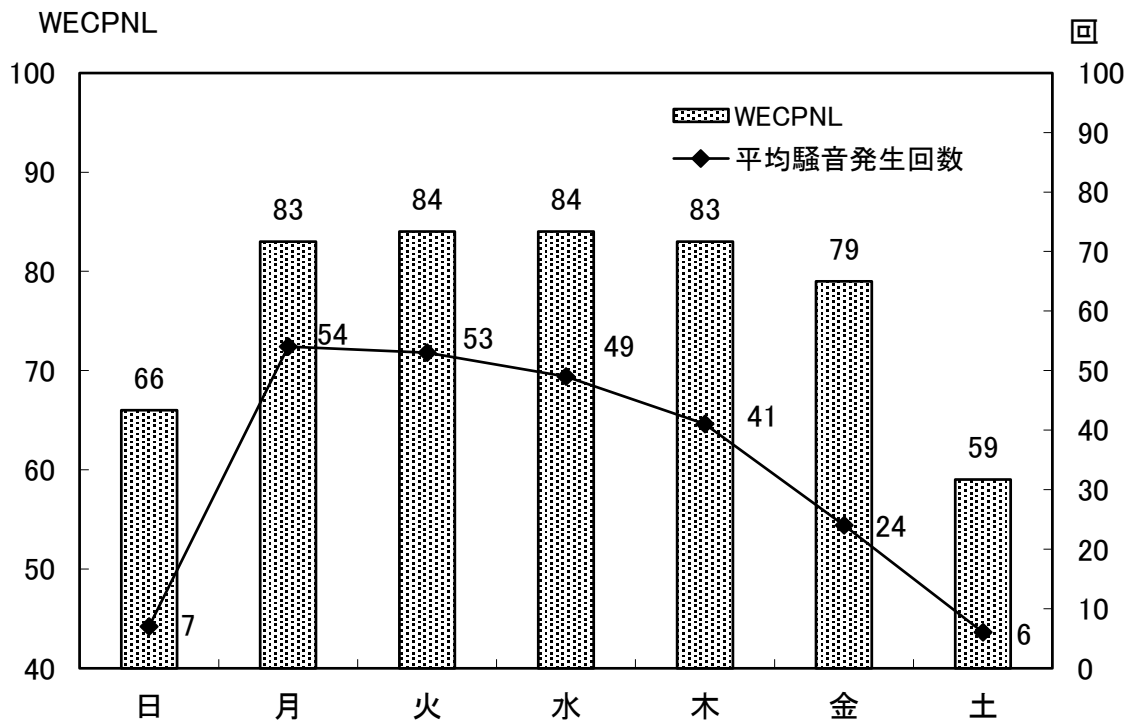
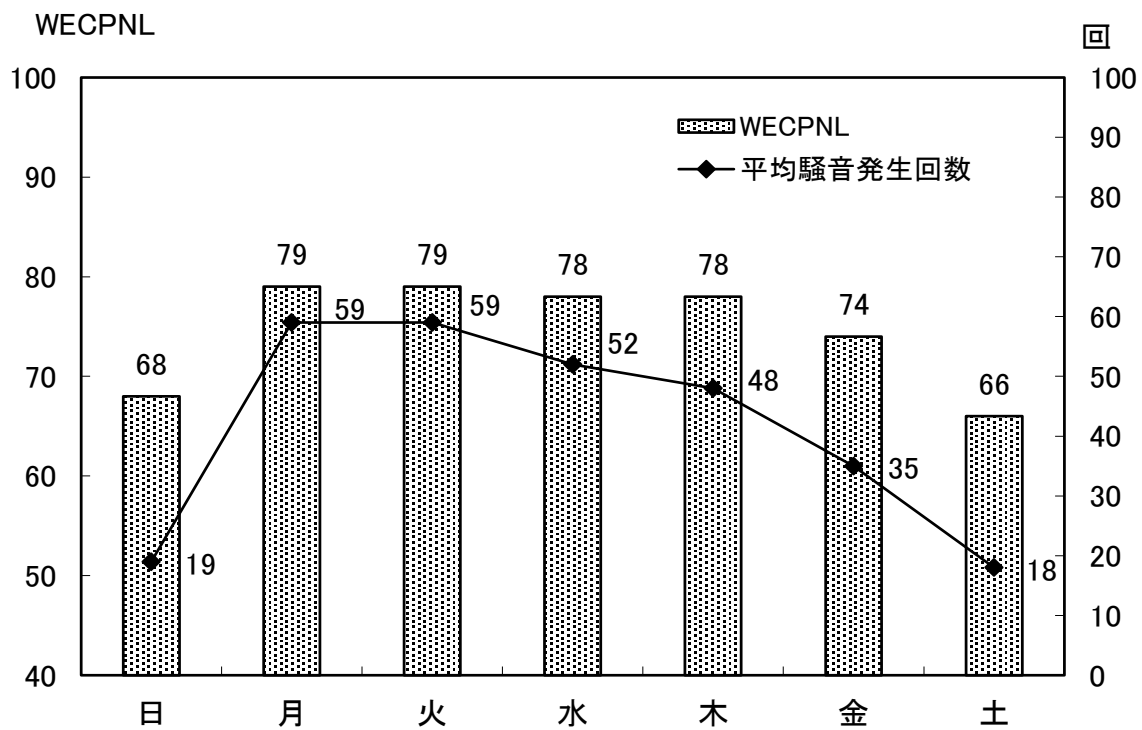


図-11 常時測定点における月別1日平均騒音発生回数とWECPNL
(No. 2 加賀市伊切町)



図－12 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No. 1 小松市小島町)



図－13 常時測定点における曜日別 1 日平均騒音発生回数と WECPNL
(No. 2 加賀市伊切町)

6 今後の課題

(1) 住宅防音工事の充実

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく住宅防音工事のうち、昭和 50 年度から開始された「新規防音工事」は、防音工事を希望していた世帯での工事は終了しており、現在は、新たに工事を希望する世帯への対応となっている。

一方、昭和 53 年 9 月から成田空港で全室防音工事（①単身者の場合は 2 室、② 2 人家族の場合は 3 室、③ 3 人の場合は 4 室、④ 4 人以上の場合は 5 室）が開始され、更に、昭和 54 年度から羽田、大阪、名古屋など全国の公共用空港でも全室防音工事が実施された。

これら運輸省（現国土交通省）の施策に引き続き、防衛施設庁（現防衛省）でも小松飛行場周辺において、昭和 54 年度から既に「新規防音工事」を実施した住宅を対象に「追加防音工事」として全室防音化が始まった。平成 4 年度からは「追加防音工事」の対象区域が 80WECPNL 以上から 75WECPNL 以上に拡大し、また、平成 22 年度からは、従来「新規防音工事」の対象となった住宅に対しても「新規防音工事」と「追加防音工事」を一度に行う「一挙防音工事」へと制度の改善がなされている。

更に平成 8 年度から防音工事の対象とされていなかった住宅に対する「特定住宅防音工事」が開始され、防音工事実施済の世帯に対しても平成 11 年度から「建替防音工事」、「工法是正工事」等が、平成 14 年度から「外郭防音工事」が行われている。また、平成元年度から空調機器の老朽化や塩害による消耗に対する復旧工事や被生活保護世帯に対する空調機器稼働費の助成も行なわれている。

県としては、今後とも対策区域内の住宅防音工事の推進を始めとした諸対策がさらに充実されるよう国に要望していくこととしている。

(2) 環境基準達成の方途

環境基準は、基本的に屋外で達成されるべきものであるが、自衛隊機は民間航空機に比べて、その目的や性格上、音源対策や運行方法の改善に自ずと限度があるとの考えから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づく住宅防音工事等の諸対策が実施されることで、実質的には環境基準の達成に向けた施策の推進が図られてきたところである。

環境基準の類型指定については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」との整合を図りながら、今後とも関係市町と協議し、その意向を踏まえながら検討を進めていくこととしている。

資 料 編

1 航空機騒音に係る環境基準について

平成 25 年 4 月 1 日以前

〔 昭和 48 年 12 月 27 日 〕
〔 環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5.10.28 環告 19、平 12.12.14 環告 78

公害対策基本法(昭和 42 年法律第 132 号)第 9 条の規定に基づく騒音に係る環境上の条件のうち、航空機騒音に係る基準について次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値（単位：WECPNL）
I	70 以 下
II	75 以 下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- （1）測定は、原則として連続 7 日間行い、暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- （2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- （3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- （4）評価は、（1）のピークレベル及び機数から次の算式により 1 日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{算式 } \overline{\text{dB(A)}} + 10 \log_{10} N - 27$$

（注） $\overline{\text{dB(A)}}$ とは、1 日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、N とは、午前 0 時から午前 7 時までの間の航空機の機数を N_1 、午前 7 時から午後 7 時までの間の航空機の機数を N_2 、午後 7 時から午後 10 時までの間の航空機の機数を N_3 、午後 10 時から午後 12 時までの間の航空機の機数を N_4 とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

- （5）測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。
- 3 1 の環境基準は、1 日当たりの離着陸回数が 10 回以下の飛行場及び離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
既設飛行場	新設飛行場		直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。
	新東京国際空港			
	第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、85WECPNL未滿とすること又は85WECPNL以上の地域において屋内で65WECPNL以下とすること。 2 10年以内に、75WECPNL未滿とすること又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること。

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

平成 25 年 4 月 1 日以後

〔 昭和 48 年 12 月 27 日 〕
〔 環境庁告示第 154 号 〕

改正 平 5.10.28 環告 19、平 12.12.14 環告 78、平 19.12.17 環告 114（施行：平 25.4.1）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

（注） I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。

- 2 1 の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。
- （1）測定は、原則として連続 7 日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本工業規格 Z 8731 に従うものとする。
- （2）測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- （3）測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- （4）評価は、算式アにより 1 日（午前 0 時から午後 12 時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出する。

$$\text{算式ア} \quad 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej+5}}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk+10}}{10}} \right) \right\}$$

（注） i, j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE, di}$ とは、午前 7 時から午後 7 時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE, ej}$ とは、午後 7 時から午後 10 時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE, nk}$ とは、午前 0 時から午前 7 時まで及び午後 10 時から午後 12 時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1 秒）をいい、 T とは、観測 1 日の時間（86400 秒）をいう。

$$\text{算式イ} \quad 10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den, i}}{10}} \right)$$

（注） N とは、測定日数をいい、 $L_{den, i}$ とは、測定日のうち i 日目の L_{den} をいう。

- （5）測定は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

- 3 1の環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

第2 達成期間等

- 1 環境基準は、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が5年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分			達成期間	改善目標
既 設 飛 行 場	新設飛行場		直ちに	
	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	A	5年以内	
		B	10年以内	5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。
	成田国際空港			
飛 行 場	第一種空港（成田国際空港を除く。）及び福岡空港		10年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5年以内に、70デシベル未満とすること又は70デシベル以上の地域において屋内で50デシベル以下とすること。 2 10年以内に、62デシベル未満とすること又は62デシベル以上の地域において屋内で47デシベル以下とすること。

- 備考 1 既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。
- 2 第二種空港のうち、Bとはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、AとはBを除くものをいう。
- 3 達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

- 2 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。
- 3 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じて、1の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 1 項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第 2 条第 1 項の施設及び区域をいう。

第 2 章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第 3 条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

（1）農業用施設、林業用施設又は漁業用施設

（2）道路、河川又は海岸

（3）防風施設、防砂施設その他の防災施設

（4）水道又は下水道

（5）その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

（1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

（2）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所

（3）前 2 号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第 4 条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第 5 条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実

施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

第6条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買い入れた土地の無償使用）

第7条 国は、第5条第2項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

第9条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

（1）ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場

（2）砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場

（3）港湾

（4）その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第10条 国は、第3条の工事を行う者又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

(1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの

(2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの

(3) その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(以下略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令(抄)

昭和49年6月27日政令第228号

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施

(2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用

(3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更

(4) 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第2条 法第3条第1項の規定による補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛大臣の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 鉄道

(2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛大臣が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為（法第19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。）」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる場合)

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (2) 地域保健法第5条第1項に規定する保健所
- (3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する障害児入所施設、同法第43条に規定する児童発達支援センター、同法第44条に規定する児童自立支援施設又は同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業若しくは同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (4) 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者福祉センター
- (5) 生活保護法第38条第2項に規定する救護施設
- (6) 老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター
- (7) 母子保健法第22条第2項に規定する母子健康センター
- (8) 職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (10) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第12条の表13の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定)

第8条 法第4条の規定による第一種区域の指定、法第5条第1項の規定による第二種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第三種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して防衛省令で定める算定方法で算定した値が、その区域の種類ごとに防衛省令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

(移転等の補償の対象とする物件)

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあつては、建物と一体として利用されているものに限り、行うことができる。

(買入れの対象とする土地)

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第二種区域のうち法第6条第1項に規定する第三種区域以外の区域に所在する土地にあつては、次のいずれかに該当するものに限り、行うことができる。

- (1) 宅地（法第5条第1項の規定による指定の際（法附則第4項の規定により第二種区域とみなされた区域に所在する土地にあつては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号。以下「旧法」という。）第5条第1項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）

- (2) 法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

(土地の無償使用に係る施設)

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花 壇
- (2) 種苗を育成するための施設
- (3) 駐車場
- (4) 消防その他の防災に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設

(民生安定施設の範囲及び補助の割合等)

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路(農業用施設及び林業用施設であるものを除く。)	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する児童養護施設	10分の7.5
4	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第3号に規定する看護師養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護師養成所	10分の7.5
5	電波法(昭和25年法律第131号)第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法(昭和28年法律第87号)第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	削除	
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校(幼保連携型認定こども園を除く。))の施設を除く。)	防衛大臣が定める額
14	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛大臣が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 砲撃が実施される試験場（防衛省組織令（昭和 29 年政令第 178 号）第 213 条に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場をいう。第 15 条第 5 号イにおいて同じ。）
- (3) 飛行場その他大規模な防衛施設であつて、回転翼航空機の離陸又は着陸が頻繁に実施されるもの（法第 9 条第 1 項第 1 号に掲げるものを除く。）
- (4) 防衛施設（法第 9 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるもの及び前 3 号に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が二以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も高い割合）が著しく高いもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金を充てることができる公共用の施設の整備又は事業）

第 14 条 法第 9 条第 2 項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。）とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 法第 9 条第 2 項の政令で定める事業は、次に掲げる事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。）とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業
- (11) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業で防衛大臣が定めるもの

（特定防衛施設周辺整備調整交付金の額）

第 15 条 法第 9 条第 2 項の規定により特定防衛施設関連市町村（以下「関連市町村」という。）に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金（以下「交付金」という。）の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第 9 条第 1 項の規定により指定された特定防衛施設（以下「特定防衛施設」という。）の交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の 4 月 1 日現在における面積
- (2) 当該関連市町村に係る特定防衛施設の交付年度の 4 月 1 日現在における面積（当該特定防衛施設の周辺の区域に法第 5 条第 1 項に規定する第二種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積）が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- (3) 関連市町村の交付年度の 4 月 1 日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の 5 年前の日における人口との比率
- (4) 関連市町村の交付年度の 4 月 1 日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合

(5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様（イ、ウ項省略）

ア 飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場 航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数

(6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送業をする事業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(損失の原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(以下略)

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則(抄)

昭和49年6月27日総理府令第43号

(第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値)

第2条 令第8条（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定）の防衛省令で定める値は、法第4条（住宅の防音工事の助成）に規定する第一種区域にあつては75、法第5条（移転の補償等）第1項に規定する第二種区域にあつては90、法第6条（緑地帯の整備等）第1項に規定する第三種区域にあつては95とする。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(抄)

平成25年3月29日防衛省令第5号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和49年総理府令第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「75」を「62 デシベル」に、「90、」を「73 デシベル、」に、「95」を「76 デシベル」に改める。

附則 この省令は、平成25年4月1日から施行し、同日以後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条の規定による第1種区域の指定、同法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び同法第6条第1項の規定による第3種区域の指定について適用する。

3 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和 32 年 5 月 16 日法律第 104 号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第 1 項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 32 年度分の市町村助成交付金から適用する。
（以下略）

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和 32 年 11 月 18 日政令第 321 号

（法第 1 項の固定資産）

- 第 1 条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 2 条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。
 - （1）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和 27 年法律第 110 号）第 2 条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - （2）自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しょう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - （3）自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第 3 号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 42 条第 1 項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第 30 条の 9 に規定する警戒群若しくは防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 19 条第 1 項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第 1 項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）第 20 条の規定により、国有財産法第 32 条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。
（市町村助成交付金の交付）

第2条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の3月31日現在において前条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

第3条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

（1）市町村助成交付金の総額の10分の7に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号）第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額

（2）市町村助成交付金の総額の10分の3に相当する額（次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が5億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあっては、当該10分の7に相当する額）を控除した額とする。

（廃置分合又は境界変更があつた場合の措置）

第4条 当該年の3月31日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、第二条の規定にかかわらず、同条の市町村の地域のうち第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が当該年の3月31日現在において所在した地域が当該廃置分合又は境界変更後属することとなつた市町村（以下「新市町村」という。）が同日現在において存在したものと、当該土地、建物又は工作物が同日現在において当該新市町村の区域内に所在したものとみなして、前条の規定によつて算定した額を当該新市町村に対して交付する。

2 前項の場合において、当該年の4月1日後に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける新市町村に係る前条第二項の基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

（土地、建物又は工作物の価格）

第5条 第3条第1項の場合において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあっては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

（第6条から第9条まで略）

（市町村助成交付金の使途の制限等の禁止）

第10条 国は、市町村助成交付金の交付に当っては、その使途について条件をつけ又は制限してはならない。

（第11条～第13条略）

附則 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和32年度分の市町村助成交付金から適用する。

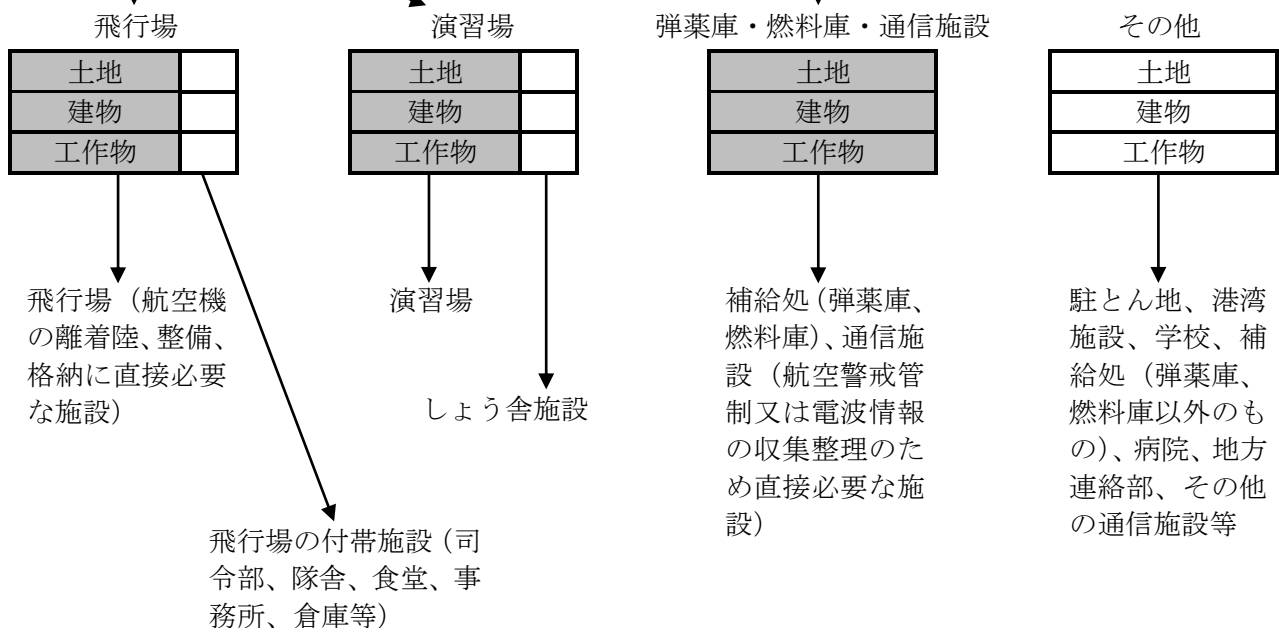
（以下略）

基地交付金対象資産の範囲
(自衛隊使用施設)

(注) 対象資産 
非対象資産 

施行令第1条第1項第2号

施行令第1条第1項第3号



4 小松基地騒音防止対策協議会要綱

1 目 的

小松基地における航空機騒音の常時測定を実施し、騒音コンターの見直しを図ることなどにより、国、県及び関係市町村が協力して小松基地周辺の騒音防止対策に資するため、小松基地騒音防止対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 構成等

- (1) 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 協議会が必要と認めたときは、前項以外の者を特別委員として加えることができる。
- (3) 協議会が必要と認めたときは、学識経験者の意見を聴くことができる。

3 任 務

協議会は、小松基地における航空機騒音に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 航空機騒音の常時測定、解析及び予測に関すること。
- (2) 騒音コンターの見直し及び補足調査に関すること。
- (3) 航空機騒音防止技術の向上に関すること。
- (4) 航空機騒音に係る情報交換に関すること。

4 会 長

- (1) 協議会に会長をおき、石川県副知事をもってあてる。
- (2) 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、委員のうち会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 小委員会

- (1) 協議会に必要な応じ、小委員会をおくことができる。
- (2) 小委員会に属する委員は会長が指名する。

6 幹事等

- (1) 協議会に事務局長及び幹事をおく。
- (2) 事務局長は石川県生活環境部長を、幹事は会長があらかじめ委員会に諮って指名する者をもってあてる。
- (3) 事務局長及び幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

7 会 議

- (1) 会議は委員会、小委員会及び幹事会とする。
- (2) 委員会及び小委員会は会長が招集する。
- (3) 幹事会は事務局長が招集する。

8 事務局

協議会の事務局は石川県生活環境部に置く。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項はその都度協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 5 月 14 日から施行する。

(中 略)

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

委 員	幹 事
近畿中部防衛局長	近畿中部防衛局企画部地方調整課長 近畿中部防衛局企画部防音対策課長 金沢防衛事務所長
石川県副知事（会長）	石川県企画振興部空港企画課長 石川県生活環境部環境政策課長
小松市長	小松市行政管理部飛行場課長
加賀市長	加賀市経済環境部環境政策課長
白山市長	白山市市民生活部環境課長
能美市長	能美市市民生活部生活環境課長
川北町長	川北町住民課長

（事務局長 石川県生活環境部長）

5 航空機騒音公害に係る訴訟

(1) 第一次・第二次訴訟

小松基地周辺の住民が、昭和 50 年、昭和 58 年に国を相手に自衛隊機等の離着陸、騒音の差し止めと騒音被害に対する損害賠償を求めた小松基地に係る騒音差止等請求訴訟の控訴審は、名古屋高等裁判所金沢支部で審理されていたが、平成 6 年 12 月 26 日に次のとおり判決が言い渡され、翌 7 年 1 月、原告、被告ともに上告しなかったため、判決が確定した。

ア 差止請求について

- (ア) 自衛隊機の離着陸等の差止請求は、防衛庁長官の権限の取り消し、変更ないしその発動を求める請求を包含することになり、民事上の請求としては不適法として却下
- (イ) 米軍機の離着陸等の差止請求は、国に対しその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを求めるものであり、主張自体失当として棄却

イ 損害賠償請求について

- (ア) 過去の損害賠償については、WECPNL80 以上の地域に居住する原告らの被害は、受忍限度を超えており、国に損害を賠償すべき義務がある、とした。
- (イ) 将来の損害賠償については、将来の給付の訴えとして不適法として却下

(2) 第三次・第四次訴訟

小松基地周辺の住民が、平成 7 年、平成 8 年に国を相手に戦闘機の離着陸の差し止め等を求めた第三次、第四次訴訟は、名古屋高等裁判所金沢支部で審理されていたが、平成 19 年 4 月 16 日に次のとおり判決が言い渡され、同年 5 月、原告、被告共に上告しなかったため、判決が確定した。

ア 差止請求について

- (ア) 自衛隊機の離着陸差止め等請求は、不適法。
- (イ) 米軍機の離着陸差止め等請求は理由がないから、これを棄却する。

イ 損害賠償請求について

- (ア) 過去の損害賠償については、75WECPNL 以上の地域に居住する原告らの被害は、受忍限度を超えており、国に損害を賠償すべき義務がある。
- (イ) 将来の損害賠償請求については、権利保護の要件を欠く不適法な訴えであり却下。

(3) 第五次訴訟

平成 20 年 12 月、小松基地周辺の住民 2,121 名は、軍用機の離着陸の差し止め等を求め、金沢地方裁判所へ提訴した。

(4) 第六次訴訟

平成 21 年 4 月、小松基地周辺の住民 106 名は、第五次訴訟と同趣旨を金沢地方裁判所へ提訴した。

〔参考〕

「小松基地戦闘機離着陸差止等請求訴訟事件」の概要

（第五次・第六次訴訟）

事 項	概 要
提 訴 先	金沢地方裁判所
提訴した日	平成 20 年 12 月 24 日、平成 21 年 4 月 27 日
原 告 団	基地周辺住民 2,227 人
被 告	国
訴 訟 内 容	1 自衛隊機または米軍機の毎日午後零時から同 2 時、同午後 6 時から翌午前 7 時までの間離着陸、エンジン作動の禁止 2 上記時間帯以外の時間に、自衛隊機または米軍機から 70 ホンを超える軍用機騒音の到達禁止 3 過去の騒音被害に対する慰謝料として 1 人に 120 万円の支払 また、飛行差し止め等を達成するまでの間、毎月 5 万円ずつ支払

※ 第五次訴訟と第六次訴訟は併合審理

6 その他

航空機騒音に用いられる用語

○WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

WECPNL は「うるささ指数」とも呼ばれ、音の大きさの感じ方が回数や昼と夜とでは異なることを考慮した評価方法です。

国の環境基準で採用していた算出式

$$\text{WECPNL} = \overline{\text{dB(A)}} + 10 \log N - 27 \quad (\text{単位: WECPNL})$$

$\overline{\text{dB(A)}}$: 1 日のすべての航空機騒音のピークレベルを下記の式で算出したもの (パワー平均したもの)

$$(\overline{\text{dB(A)}}) = 10 \log_{10} (\sum 10^{L_i/10}) - 10 \log_{10} n \quad (\text{単位: デシベル})$$

n : 1 日における航空機騒音の発生回数

L_i : 1 日において暗騒音より 10dB 以上大きい航空機騒音のピークレベルで、第 i 回目に発生したレベル (dB(A))

N : 1 日の飛行時間における重みをつけた機数

午前 0 時～午前 7 時の機数 N_1 、午前 7 時～午後 7 時の機数 N_2 、午後 7 時～午後 10 時の機数 N_3 、午後 10 時～午後 12 時の機数 N_4 としたとき、

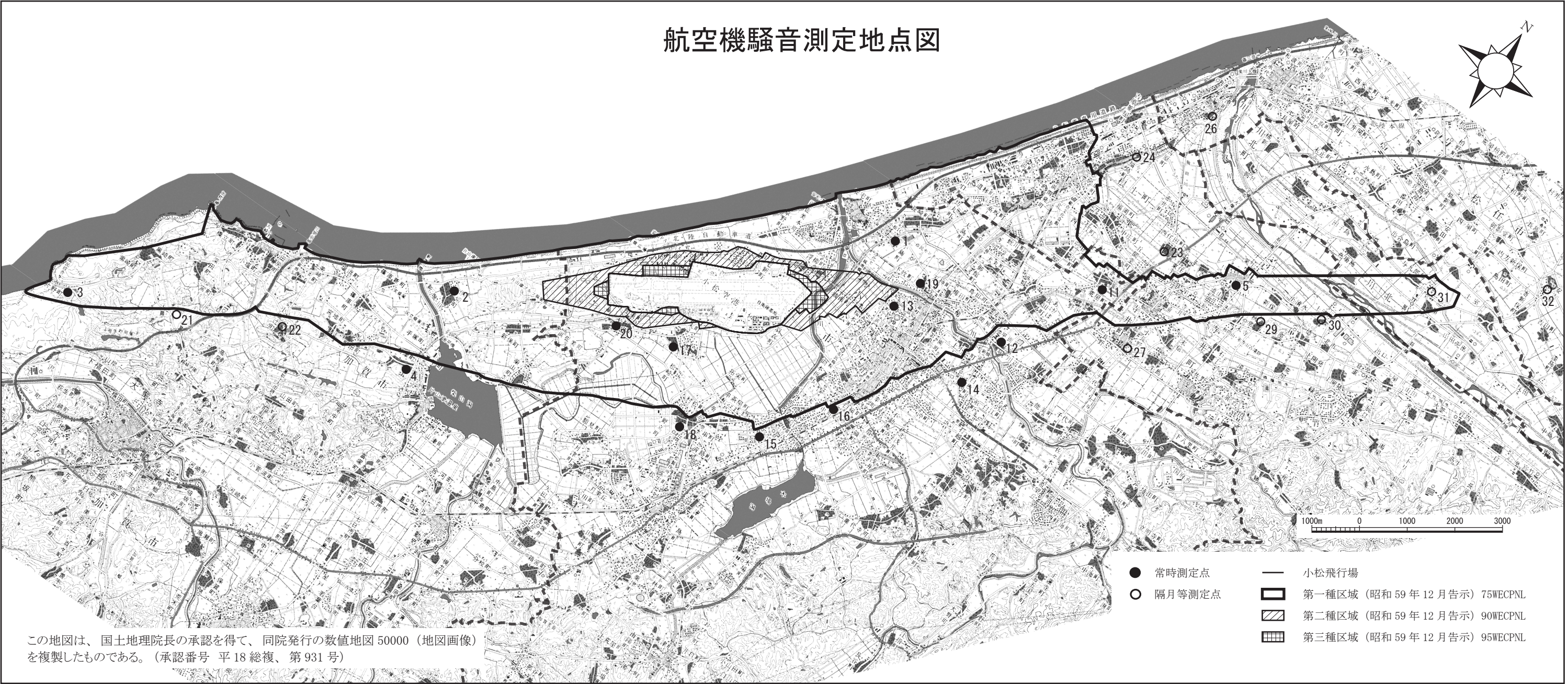
$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

○時間帯補正等価騒音レベル (Lden)

個々の航空機騒音の単発騒音暴露レベル (L_{AE}) に昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1 日の時間平均をとってレベル表現したものです。Lden の「den」は、「Day (日中)」、「Evening (夕方)」、「Night (夜間)」の時間帯区分を表しています。

$$L_{\text{den}} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE, ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE, nk}+10}{10}} \right) \right\} \quad (\text{単位: デシベル})$$

航空機騒音測定地点図



N O .	地点名	N O .	地点名	N O .	地点名	N O .	地点名
①	小松市小島町	⑪	小松市高堂町	18	小松市串町	26	白山市湊町
②	加賀市伊切町	12	小松市平面町	⑲	小松市上牧町	27	能美市大長野町
③	加賀市片野町	⑬	小松市丸の内町	⑳	小松市佐美町	29	能美市秋常町
4	加賀市潮津町	14	小松市白松町	21	加賀市豊町	30	能美市上清水町
⑤	能美市粟生町	15	小松市今江町南	22	加賀市小塩辻町	③①	川北町壺ツ屋町
		16	小松市大領中町	23	能美市西任田町	32	白山市安吉町
		⑰	小松市日末町	24	能美市福島町		

地点N O . 欄の○は、当該地点が「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する第一種区域内であることを示す。

小松基地周辺の騒音対策

平成 29 年 10 月発行

石川県生活環境部環境政策課

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

電 話 (076) 225-1463

F A X (076) 225-1466

E メールアドレス e170100@pref.ishikawa.lg.jp